

第3次山形市男女共同参画計画
いきいき山形男女共同参画プラン
令和2年度進捗状況調査報告書

令和3年10月

山形市男女共同参画推進本部

目 次

I	第3次プランの概要	1
II	第3次プラン体系図	2
III	第3次プラン 令和2年度進捗状況評価	
1	評価について	3
2	事務事業の実施状況及び取組み事務事業について	3
3	令和2年度 第3次プラン指標状況	4
4	令和2年度 第3次プラン進捗状況評価	6
5	令和2年度事務事業実施状況及び 令和3年度取組み（予定）事務事業の報告について	2 1
(1)	事務事業実施状況一覧	2 1
(2)	令和2年度実施事務事業及び 令和3年度取組み（予定）の事務事業	2 2
IV	審議会等（法令及び条例に基づく附属機関）の女性委員比率	3 7

I 第3次プランの概要

1 経過

山形市では、平成23年に第2次「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定、平成25年4月には山形市男女共同参画推進条例を施行し、全庁的な推進体制を図りながら、プラン目標に向けた総合的な取組みを進めてまいりました。

しかし、平成26年度に実施した「男女共同参画に関する意識・実態調査」では、職場や家庭、地域社会等の様々な場面において、性別による固定的役割分担意識や男女の不平等感は根強く残っていることが明らかになりました。

さらに、配偶者等からの暴力(DV)の顕在化や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進など、男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題があります。

このような状況のもと、これまでの取組状況を踏まえ、近年の社会動向の変化や法制度の改正に対応した第3次「いきいき山形男女共同参画プラン」を平成28年2月に策定しました。

2 期間

計画期間は、平成28年度から令和3年度までの6ヶ年間としています。(新型コロナウイルス感染症対策による新たな日常を踏まえた計画とするために、期間を1年間延期しました。)

3 対象事業

計画の対象となる事業は、「男女共同参画のまち山形」の実現に寄与すると考えられるもので、令和3年度までに「具体的施策」の達成に向けて担当課で主体的に実施することができる事業とし、「事務事業の内容」として示しました。

4 指標

計画の進捗状況を見るために、目標ごとに数値で表すことのできる18項目の指標を定め、令和3年度までの数値目標を掲げています。

5 計画の推進

計画に掲げる事業については、全庁的に取り組むものとします。

なお、計画の着実な推進のために緊急又は新たな対応が必要になった場合には、計画に掲載されていない事業であってもすみやかに着手するとともに、計画への追加を行います。

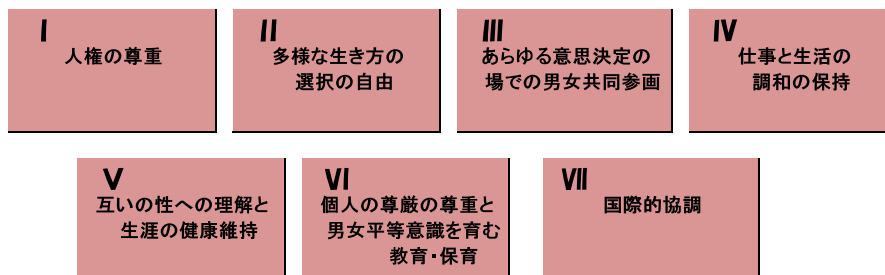
6 進捗状況の調査、評価、公表

「山形市男女共同参画推進条例」第10条(年次報告)の規定により、計画の進捗状況について、山形市男女共同参画推進本部において年1回全庁的な調査(市民・事業所の意識及び実態調査については5年に1度:令和元年度実施)を実施して評価を行い、山形市男女共同参画審議会に報告するとともに、これを公表します。

II 第3次プラン体系図

プランの目的 【男女共同参画のまち山形】の実現

7つの基本理念



目標（めざす姿）

基本方針

施策の方向

I 男女共同参画意識の確立

- 1 男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います
- 2 男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります

- (1) 男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実
- (2) 性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し
- (3) 世界の男女共同参画に対する理解の促進
- (1) 家庭における男女共同参画意識の啓発
- (2) 子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進
- (3) 社会における男女共同参画意識の啓発

II あらゆる分野での男女共同参画の実現

- 1 政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します
- 2 地域社会における男女共同参画を推進します

- (1) 政策や方針の意思決定過程での男女共同参画の推進
- (2) 企業や団体等の方針決定の場での男女共同参画の促進
- (3) 女性のエンパワーメントへの支援
- (1) 地域活動における男女共同参画の促進
- (2) 地域防災活動における男女共同参画の推進

【山形市職業生活における女性活躍推進計画】

III 多様な生き方を選択できる環境の実現

- 1 働く場における男女共同参画を推進します
- 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します
- 3 男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します

- (1) 雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保
- (2) 職場における男女共同参画に関する教育の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための支援
- (1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進
- (2) 多様な働き方に対応した環境の整備促進
- (3) 高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進
- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識の浸透
- (2) 生涯を通じた健康保持増進対策の推進

【山形市DV防止基本計画】

IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現

- 1 男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを推進します
- 2 DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります

- (1) 暴力の根絶についての啓発と再発防止に向けた取組みの推進
- (2) 若年層に対する啓発活動の実施
- (1) 安心して相談できる体制の整備
- (2) DV被害者への支援

Ⅲ 第3次プラン 令和2年度進捗状況評価

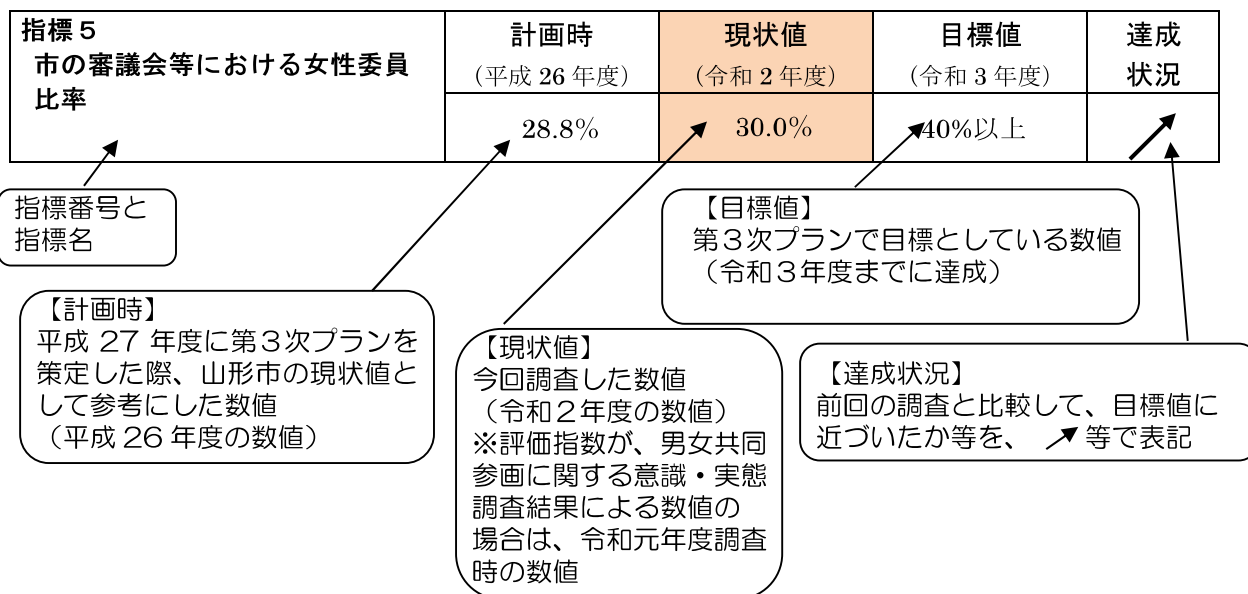
1 評価について

令和2年度の進捗状況評価は、数値で表すことのできる指標により行います。

それぞれの指標は、各目標の推進の度合いを示すものとみなし、指標とした項目の数値の増減とそれぞれの指標に掲げている数値目標への達成度合いにより評価を行います。

評価内容は、6ページ「4 令和2年度 第3次プラン進捗状況評価」のとおりです。

【評価内容の例】



2 事務事業の実施状況及び取組み事務事業について

指標及び評価の基となる令和2年度の具体的な事務事業の実施状況については、21ページ「5 令和2年度事務事業実施状況及び令和3年度取組み事務事業の報告について」のとおりです。

【評価方法の変遷】

プラン名	年度	評価状況
第1次「いきいき山形男女共同参画プラン」	平成14年度	事務事業に基づく文書による評価
	平成15年度～平成16年度	事務事業に基づく3段階評価 ◎積極的に推進した、○推進した、△あまり推進しなかった
	平成17年度	指標による評価 (24項目)
	平成18年度～平成22年度	指標による評価 数値目標あり (14項目)
第2次プラン	平成23年度～平成27年度	指標による評価 数値目標あり (26項目)
第3次プラン	平成28年度～令和3年度	指標による評価 数値目標あり (18項目)

3 令和2年度 第3次プラン指標状況

目標	指標		指標の説明	計画時 (平成26年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成状況	担当課
Ⅰ 男女共同参画意識の確立	1	1	社会全体で男女平等と思う人の割合	18.2%	16.6%	25%以上	↘	男女共同参画センター
	2	2	社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合	72.2%	77.7%	50%以下	↘	男女共同参画センター
	3	3	男女共同参画に関する講座実施回数	42回	45回 ※1	45回	○	男女共同参画センター
	4	4	男女共同参画センター会議室等利用率	55.6%	63.4% ※2	60%以上	○	男女共同参画センター
Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	5	1	市の審議会等における女性委員比率	28.8%	30.0%	40%以上	↗	男女共同参画センター
	6	2	女性人材バンク登録者数	73人	75人	100人	↗	男女共同参画センター
	7	3	女性人材バンク年間活用件数	88件	73件 ※3	100件	↘	男女共同参画センター
	8	4	事業所の管理職に占める女性の割合	12.8%	12.6%	30%以上	↘	男女共同参画センター
	9	5	山形市自主防災組織連絡協議会及び市が主催する防災講習会等の女性参加者比率	2.5%	43.8% ※4	30%以上	○	防災対策課
Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	10	1	男性の育児休業取得率(事業所)	4.4%	20.9%	13%以上	○	男女共同参画センター
	11	2	男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合	76.0%	69.6%	50%以下	↗	男女共同参画センター
	12	3	男性の1日平均家事時間0分の割合	24.9%	3.6%	10%以下	○	男女共同参画センター
	13	4	男性向け講座実施回数	2回	4回	年2回以上	○	男女共同参画センター
	14	5	病児・病後児保育実施か所数	3か所	6か所	5か所	○	保育育成課
	15	6	働く女性の講座実施回数	3回	4回	年3回以上	○	男女共同参画センター

目標	指標		指標の説明	計画時 (平成26年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和2年度)	達成状況	担当課
IV 人権が 男女が 間の尊 の重さ れ、の ない社 会の実 現	16	1	DV防止講座実施回数	4回	6回	年4回以上	○	男女共同参画センター
	17	2	DV相談窓口を知っている人の割合	69.5%	73.8%	80%以上	↗	男女共同参画センター
	18	3	DV被害を相談した人の割合	30.4%	20.7%	50%以上	↘	男女共同参画センター
	-	-	山形市におけるDV相談件数	426件	320件	モニタリング指標 ※5	↗	男女共同参画センター

達成状況

- : 目標値達成
- ↗ : 計画時より目標値に近づいた
- ↘ : 計画時より目標値から遠ざかった
- : 計画時と変わらず目標に達していない

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止により講座45回のうち2回中止

※2 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により臨時休館(4/10～5/14)及び貸館利用制限のため利用率41.6%
そのため令和元年度の数値とする

※3 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、講座開催等が前年度比で半数程度と大幅に減少したため、
令和元年度の数値とする

※4 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止のため、令和元年度の数値とする

※5 DV相談件数については、相談件数の増減が必ずしもDV被害の増減と一致すると言えないため、数値目標は設定しないが、
状況の把握のために、モニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する

4 令和2年度 第3次プラン進捗状況評価

目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立

固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣習が、社会に根強く残っている限り、男女間、世代間の意識の差は縮まりません。これを克服していくために、男女平等と共同参画への意識改革を目指す啓発や、教育、学習の充実を図り、男女共同参画について市民一人ひとりが理解を深め、誰もが個性や能力を十分に発揮できる社会を目指します。

また、国際社会における男女共同参画に関する情報の収集と提供を行い、世界の女性を取り巻く様々な問題や世界における男女共同参画の動きなどについて学習する機会を提供します。

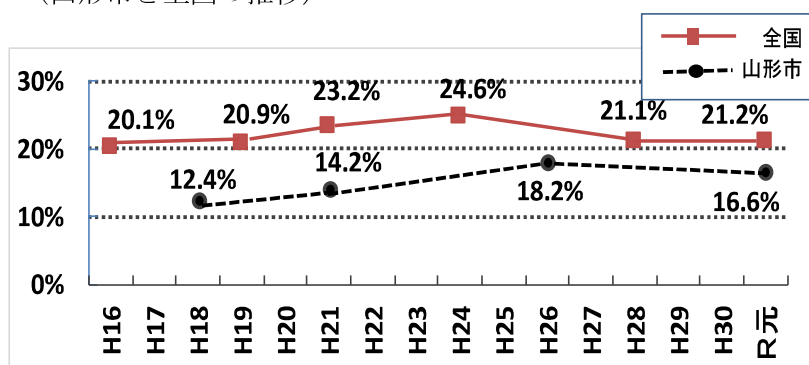
指標 1	計画時 (平成 26 年度)	現状値	目標値 (令和 3 年度)	達成 状況
社会全体で男女平等と思う人の割合	18.2%	16.6% (令和元年度調査)	25%以上	↘

指標の説明：社会全体でみた場合の男女平等になっていると思う市民の割合

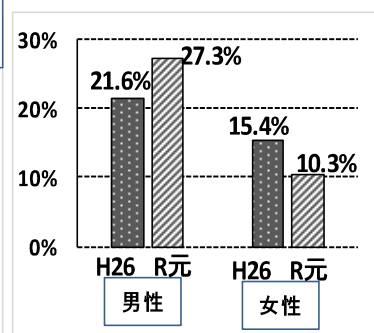
(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
 →：計画時と変わらず目標値に達していない

【参考：「社会全体で男女平等と思う人の割合」】

(山形市と全国の推移)



(山形市男女別)



資料：山形市…「山形市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」

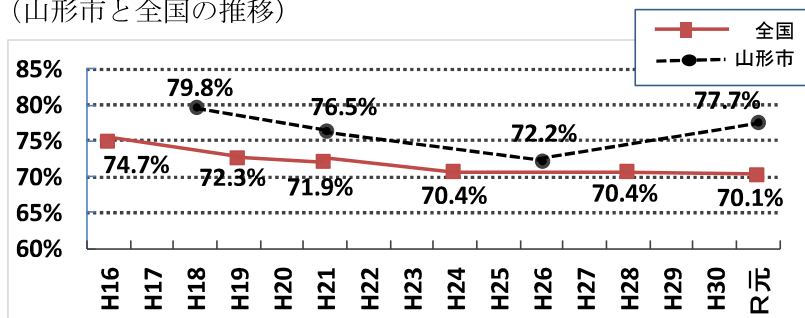
全国…内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する世論調査」

指標 2 社会通念や慣習・しきたりで 男性優遇とを感じる人の割合	計画時 (平成 26 年度)	現状値	目標値 (令和 3 年度)	達成 状況
	72.2%	77.7% (令和元年度調査)	50%以下	↘

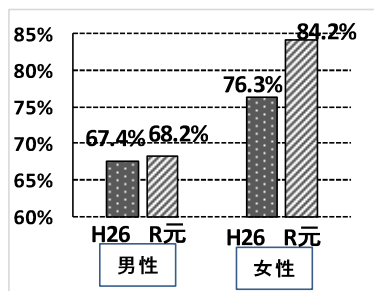
指標の説明：社会通念や慣習・しきたりでの男女の立場は、男性優遇になっていると思う市民の割合
(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない

【参考：「社会通念や慣習・しきたりで男性優遇とを感じる人の割合」】

(山形市と全国の推移)



(山形市男女別)



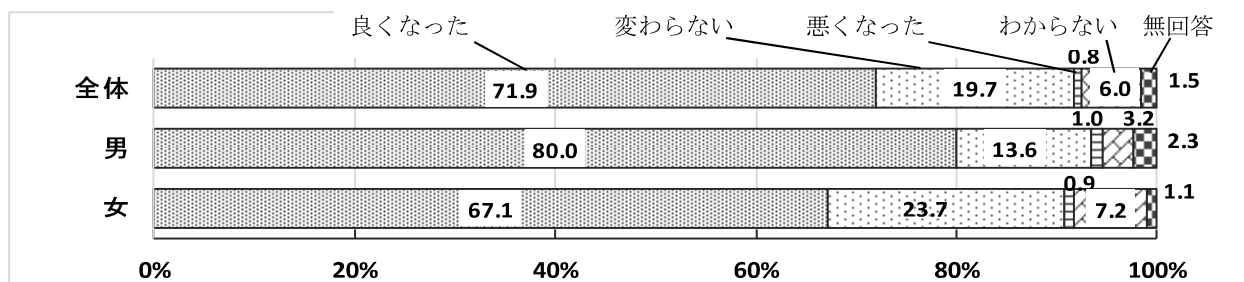
資料：山形市…「山形市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」
全国…内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する世論調査」

【評価】

現状値は令和元年度に調査した数値で、令和 2 年度は未調査のため、前回評価と同じになります。
→指標 1「社会全体で『どちらも同じ(平等)』と感じている人の割合」は、16.6%と前回調査の 18.2%から 1.6 ポイント下がり、目標を達成できませんでした。また、指標 2「社会通念や慣習・しきたりで《男性優遇》と感じている人の割合」についても、全体で 77.7%と前回調査の 72.2%から 5.5 ポイント増加し、目標と大きく乖離しました。その一方で「この 10 年間で女性の社会的な立場は良くなった」と答えた人は 7 割を超えており、平等と思う人の割合の低下や男性優遇とを感じる人の割合の増加は、男女共同参画に関する取組が進み、市民の意識が高まっているからこそ、現状に対する要求水準が上昇した結果と思われる。

また、指標 1 において「平等」と答えた人の割合では男女差が 17 ポイント(男性 27.3%、女性 10.3%)、指標 2 で「男性優遇」と答えた人の割合では男女差が 16 ポイント(男性 68.2%、女性 84.2%)と、男女での感じ方に大きな差が出ており、今後の取組にどのように反映させるか検討する必要があります。

【参考：「この 10 年間で女性の社会的な立場は良くなったか」】



資料：「山形市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」

指標3	計画時 (平成26年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成 状況
男女共同参画に関する講座実施 回数	42回	45回 ※新型コロナウイルス感染拡大防止 により2回中止	45回	○

指標の説明：男女共同参画センターが実施する講座の開催回数

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

令和2年度は、年間45回の講座を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座2回を中止しました。やむを得ない事情で中止としたため目標達成とみなしました。引き続き、講座回数の確保に努めてまいります。

【令和2年度実施予定だった講座の内訳】

() 内は中止回数

自主企画講座	28回
小中学生向け出前講座	4回 (1回)
企業向け出前講座	2回
市民企画講座	5回
男女共同参画週間記念講座	1回

ワーク・ライフ・バランス講演会	1回
地域づくり講座	1回
LGBT 講座	2回
女性人材バンク登録者研修会	1回 (1回)
合 計	45回 (43回)

指標4	計画時 (平成26年度)	現状値	目標値 (令和3年度)	達成 状況
山形市男女共同参画センター 会議室等利用率	55.6%	63.4% (令和元年度)	60%以上	○

指標の説明：貸室及び講座等で男女共同参画センターの会議室が利用された割合

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により臨時休館(4/10～5/14)及び貸館利用制限を行ったため、正確な比較ができないので、令和元年度の数値を採用し目標達成としました。

引き続き、感染症対策を徹底しながら、男女共同参画センターをより多くの方に利用していただけるよう周知を図ってまいります。

※参考：令和2年度利用率 41.6%

目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現

男女共同参画のまちづくりを進めていくためには、政策や方針決定の場に男女がともにかかわり、多様な価値観と発想を取り入れることが必要です。国際比較における日本のジェンダー・ギャップ指数評価は、144か国中114位（2017年）と大きく遅れており、政治・経済活動などの分野で女性の活躍が進まない現状を示しています。政策・方針の意思決定の過程と地域活動の場への男女共同参画を推進すると同時に、企業や団体等への啓発を図ります。

指標5 市の審議会等における女性委員 比率	計画時 (平成26年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成 状況
	28.8%	30.0%	40%以上	↗

指標の説明：市の審議会等における女性委員の比率

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
 →：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

市の審議会等における女性委員比率は30.0%と、計画時から1.2ポイント上がってはいますが目標の40%には達しませんでした。引き続き、女性委員の積極的な登用推進に向けて、全庁挙げて取り組んでまいります。

【参考：非常時に活動するため委員の職が指定されている3審議会（山形市防災会議・山形市国民保護協議会・山形市水防協議会）を除いた女性委員の比率

調査 対象 年 度	審 議 会			審議会委員		
	審議会 総 数	女性委員を 含む審議会数	女性委員を 含む審議会の 割合	委員総数	女性委員数	女性委員 比率
令和2年度	35	34	97.1%	517人	181人	35.0%

(令和3年3月31日現在)

指標 6 女性人材バンク登録者数	計画時 (平成 26 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 3 年度)	達成 状況
	73 人	75 人	100 人	↗

指標の説明：女性の参画を進めるための女性人材バンクに登録した人数

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

女性人材バンク登録者数は 75 人で目標の 100 人には到達しませんでした。各講座の講師、男女共同参画センター女性人材養成講座ファースト大学の修了生のほか、広く市内から女性人材の情報を募るなど、女性人材バンクについて積極的に周知し、新規登録につなげてまいります。

指標 7 女性人材バンク年間活用件数	計画時 (平成 26 年度)	現状値	目標値 (令和 2 年度)	達成 状況
	88 件	73 件 (令和元年度)	100 件	↘

指標の説明：審議会等の委員や講座の講師等として女性人材バンク登録者を活用した年間の件数

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、講座開催が前年度に比べ半数程度と大幅に減少したとみられ、女性人材バンクの活用件数も 48 件と減少し正確な比較ができないので、令和元年度の数値を採用しました。

活用の内訳は、審議会等の委員 28 人、その他委員会等の委員が 18 人、講座講師等が 27 人でした。引き続き、市内で女性人材バンクの活用を促す周知を行い、活用件数を増やす取組みを行います。

山形市女性人材バンク

山形市女性人材バンクは、政策・意思決定の過程に女性の参画を進めることを目的として、山形市が平成 11 年に設置したものです。令和 3 年 3 月現在 75 名の方が登録しています。

市内各課や国・県などに、審議会等の委員や講演会・講座・研修会の講師として推薦しており、広く登用・活用を呼び掛けています。

指標 8 事業所の管理職に占める 女性の割合	計画時 (平成 26 年度)	現状値	目標値 (令和 3 年度)	達成 状況
	12.8%	12.6% (令和元年度調査)	30%以上	↘

指標の説明：市内事業所の管理職（課長級及び課長級より上位の役職にある労働者）に占める女性の割合

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

現状値は令和元年度に調査した数値で、令和 2 年度は未調査のため、前回評価と同じになります。
→事業所の管理職に占める女性の割合は、全体では 12.6%、前回調査とほぼ同程度となりました。
ただ、係長相当職は 33.9%と女性の割合が高くなってきています。

引き続き、国・県・関係機関と連携し、事業所に対して女性の登用を働きかけていきます。

【参考：事業所管理職に占める女性の割合】

	管理職		計	係長相当職 (参考値)
	部長相当職	課長相当職		
役職人数	703 人	1,588 人	2,291 人	1,347 人
うち男性	655 人	1,347 人	2,002 人	890 人
うち女性	48 人	241 人	289 人	457 人
各役職に占める 女性の割合	6.8%	15.2%	12.6%	33.9%

資料：「山形市男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査」

【参考：山形市役所管理職における女性職員の割合】

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
管理職総数	191 人	193 人	200 人	226 人
うち女性	39 人	38 人	42 人	44 人
女性割合	20.4%	19.7%	21.0%	19.5%

山形市では、女性管理職の割合 30%以上（令和 6 年度）を女性活躍推進法の特定事業主行動計画（第 3 期あったか家族応援プログラム）の目標の一つとして設定し、女性職員のキャリア形成を支援するとともに、女性職員の職域の拡大及び管理・監督者への登用を推進しています。

指標 9 山形市自主防災組織連絡協議会 及び市が主催する防災講習会等 の女性参加者比率	計画時 (平成 26 年度)	現状値	目標値 (令和 3 年度)	達成 状況
	2.5%	43.8% (令和元年度)	30%以上	○

指標の説明：山形市自主防災組織連絡協議会及び市が主催する防災講習会等における女性参加者の割合

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
 →：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により防災講習会が中止となったため、令和元年度の数値を採用します。

激甚化する災害に備え、自主防災組織の育成強化と男女共同参画の推進を図ってまいります。

目標Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現

少子高齢化の進行や核家族の増加などによって、家族の姿やライフスタイルの多様化が進んでいます。

だれもが、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、人生の各段階に応じて、仕事や家庭生活、地域・社会活動、個人の自己啓発など様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できるワーク・ライフ・バランスの推進と、多様な働き方、多様な考え方、多様な性、多様な生き方を互いに認め合い、尊重できる社会についての意識啓発を図ります。

また、目標Ⅲの基本方針1及び基本方針2の一部を「山形市職業生活における女性活躍推進計画」と位置づけ、職業生活を営む、または営もうとする女性の職業生活における活躍を推進します。

指標10	計画時 (平成26年度)	現状値	目標値 (令和3年度)	達成 状況
男性の育児休業取得率 (事業所)	4.4%	20.9% (令和元年度調査)	13%以上	○

指標の説明：山形市内事業所における男性従業員の育児休業取得率

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

現状値は令和元年度に調査した数値で、令和2年度は未調査のため、前回評価と同じになります。
→男性の育児休業取得率は、前回調査から大幅に増加して20.9%となり、目標を達成しました。

引き続き、国・県・関係機関と連携し、事業所に対してワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児・介護等への参画に関する啓発を行ってまいります。

【参考：男性の育児休業取得率】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
山形市役 所	対象者数	52人	42人	42人	47人
	取得者数	5人	10人	16人	12人
	育児休業取得率	9.6%	23.8%	38.1%	25.5%
国家公務員		10.0%	12.4%	16.4%	
民間企業育児休業取得率(全国)		5.14%	6.16%	7.48%	

資料：山形市役所…職員課調査
民間企業・国家公務員

…内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画計画における成果目標の動向」

山形市では、職員のワーク・ライフ・バランスを推進する「あったか家族応援プログラム」を策定しており、令和6年度の目標値を13%に設定して、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを推進しています。

指標 1 1	計画時 (平成 26 年度)	現状値	目標値 (令和 3 年度)	達成 状況
男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合	76.0%	69.6% (令和元年度調査)	50%以下	↗

指標の説明：男性も育児・介護休業を取ることは賛成だが、実際は取りづらいと感じる人の割合
(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

現状値は令和元年度に調査した数値で、令和 2 年度は未調査のため、前回評価と同じになります。
→令和元年度の調査では、数値の改善は見られたものの、目標には達しませんでした。育児休業取得割合が増加しているものの、「職場に取りやすい雰囲気がない」「社会全体の認識が十分でない」との理由から取りづらいと感じる人は多いようです。

育児・介護休業を取得しやすい職場環境の整備に向けて、引き続きイクボス制度やワーク・ライフ・バランス等に関する啓発を行ってまいります。

指標 1 2	計画時 (平成 26 年度)	現状値	目標値 (令和 3 年度)	達成 状況
男性の 1 日平均家事時間 0 分の割合	24.9%	3.6% (令和元年度調査)	10%以下	○

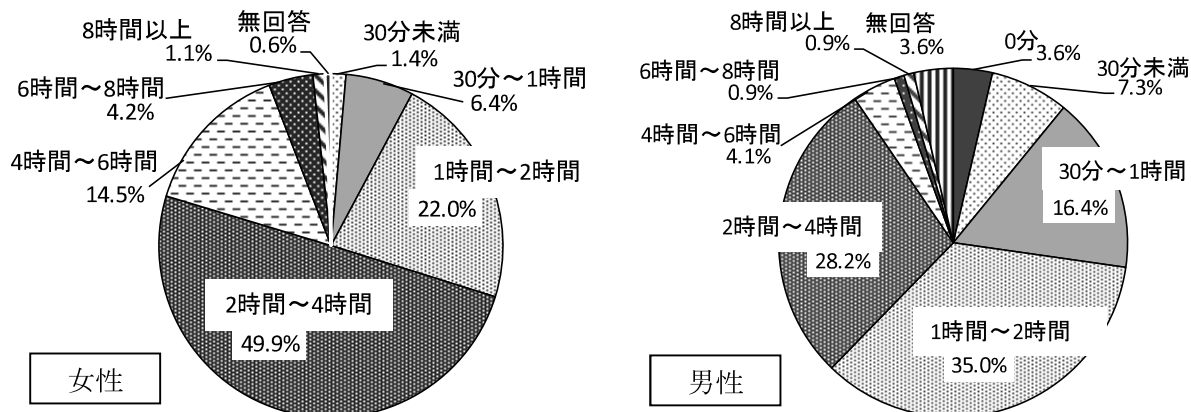
指標の説明：山形市の男性の 1 日平均家事時間 0 分の割合
(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

現状値は令和元年度に調査した数値で、令和 2 年度は未調査のため、前回評価と同じになります。
→男性の 1 日平均家事時間 0 分の割合については、前回調査から 20.3 ポイントと大きく減少し、目標を達成しています。女性の家事時間は、平日 1 日あたり 2 時間以上と答えた割合が 69.7%と、男性の 34.1%に比べて女性の家事・育児・介護等の負担が大きいことが見て取れました。

引き続き、国・県・関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児・介護等への参画に関する啓発を行ってまいります。

【参考：平日 1 日平均の家事時間・男女別】



資料：「山形市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」

指標 1 3	計画時 (平成 26 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 3 年度)	達成 状況
男性向け講座実施回数	2 回	4 回	年 2 回以上	○

指標の説明：男女共同参画センターで実施した男性向け講座の回数

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
 →：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

令和 2 年度は、イクメン・カジメン・イクジイ講座を 2 回、企業向け出前講座を 2 回実施しました。男性が参加しやすい日時等を考慮しながら、男性の家事・育児・介護等への参画とワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座を実施してまいります。

指標 1 4	計画時 (平成 26 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 3 年度)	達成 状況
病児・病後児保育実施か所数	3 か所	6 か所	5 か所	○

指標の説明：病児保育、病後児保育を実施している園の数

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
 →：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

現在、病児保育 1 か所、病後児保育 4 か所、病児・病後児保育 1 か所の合計 6 か所で病児・病後児保育を実施し、目標を達成しています。

【参考：病児保育、病後児保育実施園一覧】

施設名	種別	備考
山形済生病院病児保育所 おひさまルーム	病児	定員 3 名
キンダーこども園	病後児	定員 4 名
はやぶさ保育園	病後児	定員 3 名
キンダー南館こども園	病後児	定員 4 名
さくら保育園	病後児	定員 3 名
市立病院済生館 ひなたぼっこ	病児・ 病後児	定員 6 名 (病児・病後児 各 3 名)

指標 15 働く女性の講座実施回数	計画時 (平成 26 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 3 年度)	達成 状況
	3 回	4 回	年 3 回以上	○

指標の説明：男女共同参画センターで実施した働く女性を対象とした講座の回数

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった

→：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

働く女性の講座は、4 回実施し目標を達成しました。

女性の職業能力の向上と、再就職を希望する女性への支援等のため、引き続き、講座回数を確保し実施してまいります。

目標Ⅳ 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現

配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為などの暴力は、重大な人権侵害であり、人間としての尊厳を傷つける行為です。市民への意識・実態調査では、配偶者や交際相手からの暴力の被害者の多くは女性であるものの、男性の被害者も存在しており、性別や年代を問わず、市民全体にかかわる大きな問題であることが分かります。

山形市では、プランの目標Ⅳを「山形市 DV 防止基本計画」と位置づけ、配偶者等に対する暴力の根絶に向けた啓発と被害者支援及び相談機関の連携強化に取り組みます。

指標 16	計画時 (平成 26 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 3 年度)	達成 状況
DV 防止講座実施回数	4 回	6 回	年 4 回以上	○

指標の説明：男女共同参画センターで実施した DV 防止講座（出前講座含む）の回数

（達成状況）○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
 →：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

男女共同参画センターでの DV 防止講座を 3 回、小・中学生向け出前講座「いのちの学習」を 3 校で実施し、目標を達成しています。若年層に向けた啓発の重要性が高まっている現状を踏まえて、引き続き、出前講座実施校の確保と、関係機関等との連携を図ってまいります。

指標 17	計画時 (平成 26 年度)	現状値	目標値 (令和 3 年度)	達成 状況
DV 相談窓口を知っている人の割合	69.5%	73.8% (令和元年度調査)	80%以上	↗

指標の説明：男女共同参画課及び男女共同参画センターで実施した働く女性を対象とした講座の回数

（達成状況）○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
 →：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

現状値は令和元年度に調査した数値で、令和 2 年度は未調査のため、前回評価と同じになります。
 →DV 相談窓口を知っている人の割合は、前回調査より増加したものの、73.8%で目標には達していません。市施設の他、市内商業施設等（30 か所）にも相談窓口を記載したカードの設置を依頼し、相談窓口の周知に努めています。

指標 18 DV被害を相談した人の割合	計画時 (平成 26 年度)	現状値	目標値 (令和 3 年度)	達成 状況
	30.4%	20.7% (令和元年度調査)	50%以上	↘

指標の説明：DV被害経験ありと答えた人の割合から、「どこにも相談しなかった」「無回答」を除いた人の割合

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
 →：計画時と変わらず目標値に達していない

【評価】

現状値は令和元年度に調査した数値で、令和 2 年度は未調査のため、前回評価と同じになります。

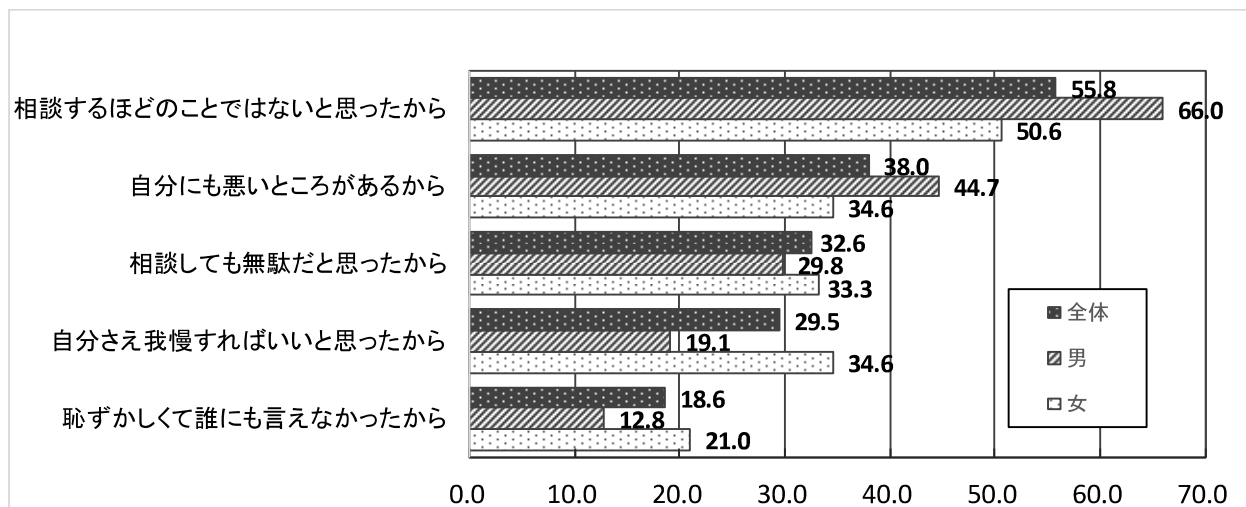
DV被害の相談状況は、前回調査よりも下がり目標から遠ざかりました。相談窓口の認知状況は改善してきていますので、被害者やその周囲の人々が安心して相談できるよう、各相談窓口の一層の周知と、相談担当者の資質向上に努めます。

【参考：配偶者からの被害を相談した人の割合と相談窓口の認知度】

		山形市		全国 (平成 29 年)
		平成 26 年	令和元年	
被害を相談した人の割合	女性	33.5%	25.7%	57.6%
	男性	23.1%	10.7%	26.9%
相談窓口の認知度	女性	70.4%	75.8%	73.7%
	男性	68.8%	70.5%	69.2%

資料：山形市…「山形市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」
 全国…内閣府男女共同参画局「第 4 次男女共同参画計画における成果目標の動向」

【参考：相談しなかった理由（抜粋）】



資料：「山形市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」

数値目標を設定しないモニタリング指標

山形市におけるDV相談件数	計画時 (平成26年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成 状況
	426件	320件		

指標の説明：山形市の窓口で受付したDV相談の延べ件数

山形市におけるDV相談件数は、高い水準で推移しています。

一人ひとりの人権意識を高め、暴力を容認しない社会的風土を醸成し、若年層を始め、あらゆる年齢層を対象とした予防啓発と教育・学習の充実に取り組みます。

○ まとめ ○

平成28年に策定した第3次「いきいき山形男女共同参画プラン」が令和2年度に終了することに伴い、近年の法制度改正や社会情勢の変化等に対応した第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定すべく、令和元年度に市民・事業所の意識調査を実施するなど、令和3年3月のプラン策定に向け、準備を進めてまいりましたが、

- ・新型コロナウイルス感染症対策による新たな日常を踏まえた柔軟な働き方の可能性や女性の活躍推進に対応した計画とするためには、十分な検討を要すること
- ・幅広く意見を伺いながら進める必要があること
- ・国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の新しい「山形県男女共同参画計画」が令和2年度策定であり、国や県の動向及び方向性との整合を図るには同時進行ではなく、国や県の計画を踏まえたうえでの計画策定が望ましいこと

以上の理由から、令和2年度～令和3年度にかけて内容を検討することとし、策定期間を令和3年3月から令和4年3月に変更させていただきました。

令和2年度は、18項目の成果指標のうち、目標を達成した指標が9項目、計画時より目標値に近づいた指標が4項目、目標から遠ざかった指標が5項目となりました。

目標を達成することができた指標については、成果として捉え、さらに伸ばすよう努めてまいります。目標を達成することができなかった指標については、課題として捉え、社会状況の変化による新たな課題とともに、次期計画において課題を解決できるよう取り組んでまいります。

令和3年度は、第3次「いきいき山形男女共同参画プラン」の最終年度となります。今回の調査結果を踏まえながら、プラン目標である「男女共同参画のまち山形」の実現に向け、さらなる事業の充実を図ってまいります。

○ 令和2年度進捗状況報告 ○

5 令和2年度事務事業実施状況及び 令和3年度取組み(予定)事務事業の報告について

(1) 事務事業実施状況一覧

目標	基本方針	事務事業数	
I 男女共同参画意識の確立	1 男女共同参画意識の高場に向けた啓発を行います	(1) 男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実	4
		(2) 性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し	3
		(3) 世界の男女共同参画に関する理解の促進	1
	2 男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	(1) 家庭における男女共同参画意識の啓発	4
		(2) 子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	13
		(3) 社会における男女共同参画意識の啓発	3
II あらゆる分野での男女共同参画の実現	1 政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	(1) 政策や方針の意思決定過程での男女共同参画の推進	5
		(2) 企業や団体等の方針決定の場での男女共同参画の促進	3
		(3) 女性のエンパワーメントへの支援	4
	2 地域社会における男女共同参画を推進します	(1) 地域活動における男女共同参画の促進	7
		(2) 地域防災活動における男女共同参画の推進	4
	III 多様な生き方を選択できる環境の実現	1 働く場における男女共同参画を推進します	(1) 雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保
(2) 職場における男女共同参画に関する教育の推進			4
(3) 女性の能力発揮促進のための支援			7
2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します		(1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	5
		(2) 多様な働き方に対応した環境の整備促進	10
		(3) 高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進	11
3 男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します		(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識の浸透	5
		(2) 生涯を通じた健康保持増進対策の推進	7
IV 人権が尊重され男女間の暴力のない社会の実現		1 男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します	(1) 暴力の根絶についての啓発と再発防止に向けた取組みの推進
	(2) 若年層に対する啓発活動の実施		4
	2 DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	(1) 安心して相談できる体制の整備	5
		(2) DV被害者への支援	16
合計		139	

(2) 令和2年度実施事務事業及び令和3年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	令和2年度 実施事務事業	令和2年度 執行額 (千円)	令和3年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
1-1-1	男女共同参画の意識の醸成の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	男女共同参画への理解を深め、啓発活動の充実	意識啓発に関する調査・研究の推進	男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ・男女共同参画に関する事務的意識調査の実施 ・女性問題研究者との連携と協力	実施なし(5年毎の調査)	—	実施予定なし(5年毎の調査)	調査結果を参考に、プランを策定する。	男女共同参画センター
1-1-2	男女共同参画の意識の醸成の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	男女共同参画への理解を深め、啓発活動の充実	男女共同参画センターにおける機能の充実	男女共同参画センターにおける情報提供の充実	男女共同参画意識の高揚を促すための、男女共同参画センターにおいて、学習・イベント、広報・市民活動支援・相談・情報収集提供・交流の7つの事業を実施した。	4,881	男女共同参画意識の高揚を促すための、男女共同参画センターにおいて、学習・イベント、広報・市民活動支援・相談・情報収集提供・交流の7つの事業を実施する。	継続して実施する。	男女共同参画センター
1-1-3	男女共同参画の意識の醸成の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	男女共同参画への理解を深め、啓発活動の充実	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	広報やまがた、テレビ広報、ラジオ広報などでの積極的広報	広報やまがたへの掲載、テレビ広報番組・ラジオ広報番組の放送	—	広報やまがた、ホームページ・SNSへの掲載、テレビ広報番組・ラジオ広報番組の放送	時期と内容について調整しながら、随時効果的な情報発信を行う。	広報課
1-1-1	男女共同参画の意識の醸成の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	男女共同参画への理解を深め、啓発活動の充実	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	広報やまがた、テレビ広報、ラジオ広報などでの積極的広報 ・男女共同参画情報紙による啓発	各講座募集等についての広報を、チラシのほか、広報やまがた、山形市ホームページ、市ホームページに男女共同参画センター情報紙「フアワー」を掲載し、広報した。また、登録団体のほか関係機関等へ送付し啓発を図った。	—	各講座募集等についての広報を、チラシのほか、広報やまがた、山形市ホームページ、市ホームページに男女共同参画センター情報紙「フアワー」を掲載し、広報した。また、登録団体のほか関係機関等へ送付し啓発を図る。	継続して実施する。	男女共同参画センター
1-1-2	男女共同参画の意識の醸成の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し	男女の意識改革の促進	様々な機会における固定的性別役割分担意識の見直しの促進	男女共同参画に関する講座を43回実施した。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた講座のうち、自主企画講座2回を中止した。(受講者数計876名)	—	男女共同参画に関する講座を45回以上実施する。	継続して実施する。	全庁
1-1-2	男女共同参画の意識の醸成の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し	男女の意識改革の促進	男女の意識改革等の充実	男女共同参画に関する講座を43回実施した。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた講座のうち、自主企画講座2回を中止した。(受講者数計876名)	1,402	男女共同参画に関する講座を45回以上実施する。	継続して実施する。	男女共同参画センター
1-1-2	男女共同参画の意識の醸成の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し	男女共同参画の視点に立った表現の浸透	メディアなどにおける男女共同参画の視点を尊重した表現の促進	パンフレット等を窓口や市役所1階の刊行物コーナーに設置し、配布を行った。	—	パンフレット等を窓口や市役所1階の刊行物コーナーに設置し、配布を行う。	継続して実施する。	男女共同参画センター
1-1-3	男女共同参画の意識の醸成の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	世界の男女共同参画に関する理解の促進	世界の男女共同参画に対する理解の促進	男女共同参画センターにおける世界の男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画センターにおいて、世界の男女共同参画(ジェンダー)を題材に日本と欧米諸国の女性性数値の差などをデータをもとに学習し、に関する情報を取り入れた講座を実施した。	—	世界の男女共同参画に関する情報を取り入れた講座を実施する。(回数等未定)	継続して実施する。	男女共同参画センター
1-2-1	男女共同参画の意識の醸成の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	家庭における男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の視点に立った家庭教育講座の推進	男女平等の内容、視点を取り入れた家庭教育講座の実施	公民館が実施する社会教育事業において、男女平等の視点を取り入れた家庭教育関連事業を実施した。 9事業 9講座 137人	87	男女平等の内容、視点を取り入れた家庭教育講座を実施する。	継続して実施する。	社会教育青少年課
1-2-1	男女共同参画の意識の醸成の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	家庭における男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の視点に立った家庭教育講座の推進	男女平等の内容、視点を取り入れた家庭教育講座の実施	男女共同参画に関する講座を43回実施した。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた講座のうち、自主企画講座2回を中止した。(受講者数計876名)	1,402	男女共同参画に関する講座を45回以上実施する。	継続して実施する。	男女共同参画センター

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	令和2年度 実施事務事業	令和2年度 執行額 (千円)	令和3年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
1-2-1-2	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	家庭における男女共同参画意識の啓発	家庭教育に関する情報提供の充実	小学生向け男女共同参画資料の作成・配布	小学生向け男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」、教師用「活用」を印刷し、児童および教職員に配布した。(対象:市内小学校2・4・6年生(2年生2,400部、4年生2,600部・6年生2,600部、活用にむけて600部))	369	小学生向け男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」、教師用「活用」を印刷し、児童および教職員に配布する。	継続して実施する。	男女共同参画センター
1-2-1-2	I 参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	家庭における男女共同参画意識を育む教育の推進	家庭教育に関する情報提供の充実	男女共同参画センターにおける相談事業の充実	男女共同参画センターにおいて、女性カウンセラーによる一般相談、弁護士による法律相談、助産師による女性の思春期までの相談等を実施した。(相談件数:63件)	2,458	女性カウンセラーによる一般相談、弁護士による法律相談、助産師による女性の思春期から更年期までの相談等を実施する。	継続して実施する。	男女共同参画センター
1-2-2-1	I 参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育の実施	学校でのあらゆる教育活動における男女平等の推進	学校の教育活動全体を通して、男女が互いに尊重し合い、公正な考えや判断の下、平等・対等な立場で交流ができるよう指導している。	-	学校の教育活動全体を通して、男女が互いに尊重し合い、公正な考えや判断の下、平等・対等な立場で交流ができるよう指導する。	校長会、教頭会等で指導する。	学校教育課
1-2-2-1	I 参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育の実施	小学校向け男女共同参画資料「きらりかがやいて」、教師用「活用」の活用	小学校向け男女共同参画資料活用について推奨している。	-	小学校向け男女共同参画資料活用について推奨する。	文書等で働きかける。	学校教育課
1-2-2-1	I 参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育の実施	小学生向け男女共同参画資料の作成	小学生向け男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」、教師用「活用」を印刷し、児童および教職員に配布した。(対象:市内小学校2・4・6年生(2年生2,400部、4年生2,600部・6年生2,600部、活用にむけて600部))	369	小学生向け男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」、教師用「活用」を印刷し、児童および教職員に配布する。	継続して実施する。	男女共同参画センター
1-2-2-1	I 参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育の実施	「男女共同参画に関する作品」への協力	「男女共同参画に関する作品」募集に協力している。	-	「男女共同参画に関する作品」募集に協力する。	文書等で働きかける。	学校教育課
1-2-2-1	I 参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育の実施	「男女共同参画に関する作品」の募集	「男女共同参画に関する作品」を募集する予定だが、新型コロナウイルス感染症対策と本校の当面授業中止等による影響を鑑み、令和2年度の事業を中止とした。	-	「男女共同参画に関する作品」を募集し、表彰する。	継続して実施する。	男女共同参画センター
1-2-2-2	I 参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	性別にとらわれない教育活動の推進	市立保育園・児童館における男女混合名簿の実施	市立保育園・児童館において男女混合名簿の作成や、男女別の習慣やイメージにとらわれない保育の展開、教材の使用を推奨した。	-	継続して実施する。	継続して実施する。	こども未来課
1-2-2-2	I 参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	性別にとらわれない教育活動の推進	性別にとらわれず、生徒の能力や個性を生かした連絡指導の充実	性別にとらわれず、各々なあそびや体験を通じて性別にとらわれない発達を考慮しながら豊かな感性を育てている。	-	継続して実施する。	継続して実施する。	こども未来課
1-2-2-2	I 参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	性別にとらわれない教育活動の推進	性別にとらわれず、生徒の能力や個性を生かした連絡指導の充実	性別にとらわれず、一人ひとりの発達を考慮しながら豊かな感性を育てている。 ・男女混合名簿に関する調査を行い、導入を促している。	-	継続して実施する。	校長会、教頭会との連携に努める。	学校教育課

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	令和2年度 実施事務事業	令和2年度 執行額 (千円)	令和3年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
1 2 3	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	保育士・教職員を対象とした男女共同参画の理解を深める研修の実施	・保育園、児童館職員を対象とした男女平等の理解を深める研修の実施 ・教職員を対象とした男女平等の理解を深める研修の実施 ・校長会・教頭会との連携強化	男女平等の子育て、児童館職員を対象とした男女平等の理解を深める研修を行った。 ・保育園、児童館職員を対象とした男女平等の理解を深める研修の実施した。	-	継続して実施する。	継続して実施する。	こども未来課
1 2 3	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	保育士・教職員を対象とした男女共同参画の理解を深める研修の実施	・保育園、児童館から保護者に向けた男女共同参画に関する啓発の促進 ・保護者に対する啓発の促進	・保護者懇話会や個人面談等の中で男女平等について考える話題を提案した。 ・園だより、クラスだよりのお便りや送迎時を利用して理解の促進に努めた。	-	・校長会、教頭会と連携し、教職員に対する男女平等教育を推進する。 ・校長会、教頭会と連携し、教職員に対する男女平等教育を推進する。	・校長会、教頭会との連携に努める。 ・校長会、教頭会、教頭会で指導する。	学校教育課
1 2 4	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	保護者を対象とした男女共同参画の理解を深める研修の実施	・保育園、児童館から保護者に向けた男女共同参画に関する啓発の促進 ・保護者に対する啓発の促進	・保護者懇話会や個人面談等の中で男女平等について考える話題を提案した。 ・園だより、クラスだよりのお便りや送迎時を利用して理解の促進に努めた。	-	継続して実施する。	継続して実施する。	こども未来課
1 2 4	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	保護者を対象とした男女共同参画の理解を深める研修の実施	・保育園、児童館から保護者に向けた男女共同参画に関する啓発の促進 ・保護者に対する啓発の促進	・保育園、児童館から保護者に向けた男女共同参画に関する啓発の促進 ・保護者に対する啓発の促進	-	・子育てに関する講座について、保育園、幼稚園等へチラシを送付し、情報提供を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
1 2 4	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	保護者を対象とした男女共同参画の理解を深める研修の実施	・家庭教育資料の市のホームページへの掲載 ・PTA活動における男女共同参画の促進	・保護者、PTA研修会等で、啓発活動を進められようとする。啓発活動を進められようとする。	-	・保護者への資料の配付などで、啓発活動を進められようとする。	・教頭会等で働きかける。	学校教育課
1 2 3 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	社会における男女共同参画意識の啓発	地域社会における啓発の推進	・公民館における、市民を対象とした講座の実施	・公民館が実施する社会教育事業において、男女共同参画に関する講座を実施した。 45事業 68講座 1,086人	555	・公民館における、市民を対象とした講座を実施する。	・継続して実施する。	社会教育青少年課
1 2 3 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	社会における男女共同参画意識の啓発	地域社会における啓発の推進	・公民館、コミュニティセンターにおける、市民を対象とした講座の実施	・公民館と共催し、地域づくり講座を1回実施した。(受講者31名)	10	・地域づくり講座を1回実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
1 2 3 2	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の実を回ります	社会における男女共同参画意識の啓発	生涯学習における男女共同参画の推進	・男女共同参画に関する講座の開催 ・大衆と連携した男女共同参画の推進 ・「男女共同参画に関する作品」の募集及び表彰	・「男女共同参画に関する作品」を募集する予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策として実施した中止等による影響を鑑み、令和2年度の事業を中止とした。	-	・「男女共同参画に関する作品」を募集し、表彰する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
2 1 1	II 分野での男女共同参画の実現	政策・方針の通達を育む教育・学習の実を回ります	政策や方針の通達を育む教育・学習の実を回ります	市政や行政における男女共同参画の推進	・各審議会等の開催に関する啓発の促進 ・各審議会等議事録の情報公開窓口での閲覧及びホームページへの掲載	・男女共同参画センターにおいて、市民企画講座(市民団体が自主的に企画・運営する男女共同参画の形に独立した内容の講座へ市が費用を負担する)を行う。(5団体5講座予 ・男女共同参画に関する活動を行っている市民団体等に対し、奨励を行い、市民団体等の活動を支援する。(件数:706件、利用者:4,849名)	180	・男女共同参画センターにおいて、市民企画講座(市民団体が自主的に企画・運営する男女共同参画の形に独立した内容の講座へ市が費用を負担する)を行う。(5団体5講座予 ・男女共同参画に関する活動を行っている市民団体等に対し、奨励を行い、市民団体等の活動を支援する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
2 1 1	II 分野での男女共同参画の実現	政策・方針の通達を育む教育・学習の実を回ります	政策や方針の通達を育む教育・学習の実を回ります	市政や行政における男女共同参画の推進	・各審議会等の開催に関する啓発の促進 ・各審議会等議事録の情報公開窓口での閲覧及びホームページへの掲載	・審議会等の会議の開催を広く周知するため、会議開催の公表の写真を情報公開窓口において閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。 ・審議会等の会議結果を周知するため、公開した審議会等の議事録等を情報公開窓口において閲覧に供するとともに、ホームページに掲載した。	-	・審議会等の会議の開催を広く周知するため、会議開催の公表の写真を情報公開窓口において閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。 ・審議会等の会議結果を周知するため、公開した審議会等の議事録等を情報公開窓口において閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。	・市民参加による開かれた市政を推進するため、継続して事業を実施する。	市民相談課

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	令和2年度 実施事務事業	令和2年度 執行額 (千円)	令和3年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
2-1-1	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	政策や方針の意思決定の過程での男女共同参画の推進	市政や行政に絡む関係機関の参画の推進	まちづくりに関する女性の関心の喚起 自治・時事問題に関する学習事業の充実 議会・審議委員会への傍聴の促進	令和2年度実施事務事業 ・市内グループウェア文書管理、女性人材バンクの活用を推進する。 ・審議会等における女性委員の参画調査、女性人材バンクの活用を推進する。 ・自治・時事問題に関する学習事業の充実 ・議会・審議委員会への傍聴の促進		令和3年度取組み(予定)の事務事業 ・市内グループウェア文書管理、女性人材バンクの活用を推進する。 ・審議会等における女性委員の参画調査を行うとともに、女性を積極的に起用するよう山形市女性人材バンクの活用等の推進を図る。	全庁	
2-1-2	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	政策や方針の意思決定の過程での男女共同参画の推進	市の審議会・委員会委員への女性の参画の推進	審議会等における女性委員の参画状況調査、女性人材バンクの活用を推進する。 ・自治・時事問題に関する学習事業の充実 ・議会・審議委員会への傍聴の促進	令和2年度実施事務事業 ・市内グループウェア文書管理、女性人材バンクの活用を推進する。 ・審議会等における女性委員の参画調査を行うとともに、女性を積極的に起用するよう山形市女性人材バンクの活用等の推進を図る。		令和3年度取組み(予定)の事務事業 ・市内グループウェア文書管理、女性人材バンクの活用を推進する。 ・審議会等における女性委員の参画調査を行うとともに、女性を積極的に起用するよう山形市女性人材バンクの活用等の推進を図る。	男女共同参画センター	
2-1-2	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	政策や方針の意思決定の過程での男女共同参画の推進	市の審議会・委員会委員への女性の参画の推進	審議会・委員会における女性委員比率の目標達成(40%)の達成 ・自治・時事問題に関する学習事業の充実 ・議会・審議委員会への傍聴の促進	(環境課) ・現在の山形市環境審議会における女性委員比率は42.1%(8人/19人、R元年12月改選)		(環境課) ・今後とも改選に伴う関係団体からの委員推薦にあたっては、女性を推薦していただくよう依頼し、女性委員の参画を積極的に推進していくことにより、この水準の維持に努める。	全庁	
2-1-2	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	企業や団体等の方針決定の場での男女共同参画の促進	企業や各種機関・団体における男女共同参画の実施	男女共同参画に関する事業所意識調査の実施・活用【定期的に実施】	令和2年度実施事務事業 ・実施なし(5年毎の調査)		令和3年度取組み(予定)の事務事業 ・実施予定なし(5年毎の調査)	男女共同参画センター	
2-1-2	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	企業や団体等の方針決定の場での男女共同参画の促進	男女共同参画の啓発・促進	関係機関の情報提供及び男女共同参画性に関する企業や団体などにおける女性の活躍を推進するための啓発活動の実施	令和2年度実施事務事業 ・男女共同参画情報紙「フアララ」及び「フアララ」お知らせ版を関係機関・団体等に送付し、情報提供した。 「フアララ」 ：年々回発行・各3,600部 「フアララ」お知らせ版 ：年1回発行・300部	360	令和3年度取組み(予定)の事務事業 ・男女共同参画情報紙「フアララ」を関係機関・団体等へ送付し、情報提供する。	男女共同参画センター	
2-1-2	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	企業や団体等の方針決定の場での男女共同参画の促進	女性エンパワメントへの支援	女性エンパワメントにおける女性のエンパワメントを図るための調査の開催	令和2年度実施事務事業 ・男女共同参画センターにおいて、女性人材バンク(6回)を開催した。 (受講者)：延べ81名 ・山形市女性人材バンク登録者への研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止とした。		令和3年度取組み(予定)の事務事業 ・女性人材バンク研修会(7回)を開催する。 ・山形市女性人材バンク登録者への研修会を実施する。	全庁	
2-1-3	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	女性エンパワメントへの支援	女性エンパワメントへの支援	女性エンパワメントにおける女性のエンパワメントを図るための調査の開催	令和2年度実施事務事業 ・男女共同参画センターにおいて、女性人材バンク(6回)を開催した。 (受講者)：延べ81名 ・山形市女性人材バンク登録者への研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止とした。	79	令和3年度取組み(予定)の事務事業 ・女性人材バンク研修会(7回)を開催する。 ・山形市女性人材バンク登録者への研修会を実施する。	男女共同参画センター	
2-1-3	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	女性エンパワメントへの支援	女性エンパワメントへの支援	女性エンパワメントにおける女性のエンパワメントを図るための調査の開催	令和2年度実施事務事業 ・男女共同参画センターにおいて、女性人材バンク(6回)を開催した。 (受講者)：延べ81名 ・山形市女性人材バンク登録者への研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止とした。	28	令和3年度取組み(予定)の事務事業 ・「広報やまがた」山形市公式ホームページ等を利用して幅広く参加者を募集し、農業経営への女性の参画を促進する。	農政課	
2-1-3	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	女性エンパワメントへの支援	女性エンパワメントへの支援	女性エンパワメントにおける女性のエンパワメントを図るための調査の開催	令和2年度実施事務事業 ・男女共同参画センターにおいて、女性人材バンク(6回)を開催した。 (受講者)：延べ81名 ・山形市女性人材バンク登録者への研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止とした。	150	令和3年度取組み(予定)の事務事業 ・女性人材バンク研修会(7回)を実施する。	男女共同参画センター	
2-1-3	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	女性エンパワメントへの支援	自主活動とネットワーキングへの支援	男女共同参画センターにおけるリーダー養成事業の実施	令和2年度実施事務事業 ・男女共同参画センターにおいて、女性人材バンク(6回)を開催した。 (受講者)：延べ81名 ・山形市女性人材バンク登録者への研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止とした。	4,881	令和3年度取組み(予定)の事務事業 ・男女共同参画センターにおいて、女性人材バンク(6回)を開催した。 (受講者)：延べ81名 ・山形市女性人材バンク登録者への研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止とした。	男女共同参画センター	
2-2-1	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域活動における男女共同参画の促進	地域活動における男女共同参画の促進	地域活動におけるあらゆる機会での積極的参画の実現(コミュニティセンターを通して、地域への広報)	令和2年度実施事務事業 ・地域活動におけるあらゆる機会での積極的参画の実現(コミュニティセンターを通して、地域への広報)		令和3年度取組み(予定)の事務事業 ・地域活動におけるあらゆる機会での積極的参画の実現(コミュニティセンターを通して、地域への広報)	広報課	

第3次位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	令和2年度実施事務事業	令和2年度執行額(千円)	令和3年度取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
2-2-1-1	II 分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域活動における男女共同参画の促進	男女共同参画活動に向けた地域活動への支援	・地域活動におけるあらゆる機会での積極的な啓発(公民館への広報) ・地域活動におけるあらゆる機会での積極的な啓発(公民館を通して、地域への広報)	・公民館が発行する公民館だよりに、男女共同参画に関する講座や啓発等の記事を掲載した。 ・男女共同参画センターにおいて、男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、男女共同参画センター4階、市役所1階エントランスホール、山形市総合福祉センター1階において男女共同参画に関するパネル展示を行った。		・地域活動におけるあらゆる機会での積極的な啓発を実施する。 ・男女共同参画センターにおいて、男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、男女共同参画センター4階、市役所1階エントランスホール、山形市総合福祉センター1階において男女共同参画に関するパネル展示を行う。	・継続して実施する。 ・継続して実施する。	社会教育青少年課
2-2-1-1	II 分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域活動における男女共同参画の促進	男女共同参画活動に向けた地域活動への支援	・男女共同参画センターにおける青年ワークショップの実施 ・市民企業講座(5回)の実施 ・市民企業講座(1回)、女性人材養成講座(7回)を実施した。(受講者延べ:2,24名)	・男女共同参画センターにおいて、青年ワークショップ(3回)を実施した。 ・市民企業講座(5回)の実施 ・女性人材養成講座(7回)を実施した。(受講者延べ:2,24名)	340	・青年ワークショップ(3回)を実施する。また、フォーラム市民企業講座(5回)5講座(予定)、女性人材養成講座(7回)を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
2-2-1-2	II 分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域活動における男女共同参画の促進	社会活動における男女共同参画の促進	・消費活動への男性参画の促進を図る消費啓発・教育講座の開催 ・PTA活動における男女共同参画促進	・「くらしの講座」を2回実施し、消費啓発教育を行った。 ・「消費生活活出前講座」を4回開催し、消費啓発・教育講座を行った。 ・PTA活動において、男女の差なく参加する体制が促進されるように努めている。	11	・PTA活動において、男女の差なく参加する体制の促進に努める。	・「くらしの講座」については、FP協会等との共催の他、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、独自の講座の開催についても考えていく。 ・「消費生活活出前講座」は、引き続き要望があれば開催していく。	消費生活センター
2-2-1-2	II 分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域活動における男女共同参画の促進	社会活動における男女共同参画の促進	・ボランティア、NPO活動に関する相談、情報提供の充実 ・防災会議への女性の推薦を依頼 ・市選抜防災運営委員会への女性の参加を促進する ・乳児用液体ミルク及び使い捨て哺乳瓶の備蓄	・ボランティア、NPO活動に関する相談、情報提供の充実 ・防災会議への女性の推薦を依頼 ・市選抜防災運営委員会への女性の参加を促進する ・乳児用液体ミルク及び使い捨て哺乳瓶の備蓄	14,831	・市民活動支援センターが、指定管理業務(H30～H33)を通じて実施する。 ・防災会議への女性の推薦を依頼。 ・市選抜防災運営委員会への女性の参加を促進する。 ・乳児用液体ミルク及び使い捨て哺乳瓶の備蓄	・利用者からのアンケート等による利用者のニーズの分析を行い、利用者ニーズに対応できるセンターの運営に取り組んでいく。	学校教育課 企画調整課
2-2-2-1	II 分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域防災活動における男女共同参画の推進	男女共同参画活動に向けた防災対策の推進	・男女共同参画の視点に立った防災計画の策定 ・女性に配慮した災害用備蓄物資の整備 ・女性に配慮した避難所の運営体制の整備	・女性に配慮した災害用備蓄物資、避難所の運営体制など、他自治体の状況について情報を収集した。 ・自主防災組織の育成強化と男女共同参画の推進		・地域防災計画に女性参画に関する事項を規定し、地域防災への女性の参画を推進する。 ・女性に配慮した物資の備蓄を含め災害用備蓄の配備計画の見直しを検討する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
2-2-2-2	II 分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域防災活動における男女共同参画の推進	地域防災活動における男女共同参画の推進	・自主防災組織の育成強化と男女共同参画の推進 ・消防団女性消防隊の育成・参画	・自主防災組織の育成強化と男女共同参画の推進 ・消防団女性消防隊の育成・参画		・研修会を継続開催し、女性の参画を推進する。	・継続して実施する。	防災対策課
2-2-2-2	II 分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域防災活動における男女共同参画の推進	地域防災活動における男女共同参画の推進	・地域の防災活動における男女共同参画の促進 ・地域の防災活動における男女共同参画の促進	・住民の救命率向上と地域防災における男女共同参画の推進を図るために、応急手当講習会や地域の防災訓練において、心臓蘇生の指導を行う。 ・応急手当指導員の資格の更新講習を受講する。		・研修会を継続開催し、女性の参画を推進する。	・継続して実施する。	消防本部
2-2-2-2	II 分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域防災活動における男女共同参画の推進	地域防災活動における男女共同参画の推進	・地域の防災活動における男女共同参画の促進 ・地域の防災活動における男女共同参画の促進	・地域の防災活動における男女共同参画の促進 ・地域の防災活動における男女共同参画の促進		・研修会を継続開催し、女性の参画を推進する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	令和2年度 実施事務事業	令和2年度 執行額 (千円)	令和3年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
3-1-1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	・男女の雇用機会均等と待遇の平等についての情報提供 ・企業内研修のための情報提供や講師派遣事業の実施	・市報、ホームページ、情報紙「フアアラ」等を通して情報提供、啓発を図った。 ・企業、事業所向け出前講座を実施した。	376	・男女共同参画情報紙「フアアラ」を関係機関・団体等に送付し、情報提供を行う。 ・企業、事業所向け出前講座を実施する。	・継続して実施する。 ・引き続き啓発を図る。	男女共同参画センター
3-1-1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	・国、県と連携した男女の雇用機会均等と待遇の平等についての啓発	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3-1-1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	・女性の活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与	令和3・4年度競争入札参加者名簿において、その資料審査にかかる発注者別評価項目に ○正社員採用 ○女性技術者雇用 ○子育て支援、ワークライフバランス	0	・名簿更新年度となっていないため、具体的に予定無し。	令和4年度に予定されている令和5年度に年度更新時に同様の観点で取り組む。	管理住宅課
3-1-2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	農業就業 者・自営業者 における男女 共同参画の推 進	・家族経営協定の締結や畜産ヘルパー制度の普及促進 ・女性農業者の社会参画及び経営参画を支援するための農業経営等に関する研修会、講演会の実施	・畜産ヘルパー制度の実施 畜産農家のゆとりある経営・生活等を図るため、給餌、搾乳、糞尿処理等の畜産ヘルパー事業に対して補助を行った。 実施農家数12戸 ヘルパー数4人 延べ利用時間2,084時間	2,461	・畜産ヘルパー制度の実施予定 畜産農家のゆとりある経営・生活等を図るため、給餌、搾乳、糞尿処理等の畜産ヘルパー事業に対して補助を行う 実施農家数 12戸、ヘルパー数 4名	・農家が年中無休で働かざるを得ない現状を熟知し、ゆとりある経営と日常生活を両立させるため、継続して支援に取り組みたい。	農政課
3-1-2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	農業就業 者・自営業者 における男女 共同参画の推 進	・国、県と連携した高工業自営業者の就業環境の改善	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3-1-3	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	非正規雇用等 における雇用 環境の整備	・国、県と連携したパートタイム労働法、労働者派遣法、最低賃金法等の法的権利に関する啓発	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3-1-3	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	非正規雇用等 における雇用 環境の整備	・パートタイム労働者、派遣労働者等の労働条件に関する相談及び情報提供	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3-1-2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	職場における男女共同参画に関する教育の推進	ハラスメント 防止に向けた啓発	・国、県と連携したハラスメント防止に向けた情報提供	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3-1-2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	職場における男女共同参画に関する教育の推進	ハラスメント 防止に向けた啓発	・国、県と連携したハラスメント防止に向けた情報提供	・パンフレット等を窓口及び本行1階の刑行物コーナーに設置し、配布を行った。	—	・パンフレット等を窓口及び本行1階の刑行物コーナーに設置し、配布を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3-1-2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	職場における男女共同参画に関する教育の推進	性的役割分担 や職場慣行の改善に向けた啓発	・事業所に対する男女共同参画情報紙による情報の提供及び研修会等の実施	・市報、ホームページ、情報紙「フアアラ」等を通して情報提供、啓発を図った。 ・企業、事業所向け出前講座を実施した。	376	・男女共同参画情報紙「フアアラ」を関係機関・団体等に送付し、情報提供を行う。 ・企業、事業所向け出前講座を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3-1-2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	職場における男女共同参画に関する教育の推進	性的役割分担 や職場慣行の改善に向けた啓発	・国、県と連携した性別役割分担や職場慣行の改善に向けた啓発	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	令和2年度 実施事務事業	令和2年度 執行額 (千円)	令和3年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
3-1-1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	女性の能力発揮促進のための支援	職業能力開発の学習機会の拡充	・男女共同参画センターにおける職業能力開発講座の開催 ・働く女性の家における職業生活技術に関する各種事業の実施	・男女共同参画センターにおいて、働く女性の講座(4回)を実施した。 (受講者38名) ・職業生活技術に関する講座を3講座(3回)実施した。	58	・働く女性の講座(2回)、女性活躍推進講座(2回)を実施する。 ・職業生活技術に関する講座を3講座(計3回)を実施予定である。	・継続して実施する。 ・引き続き、広報やまがたや市ホームページ等にて、広く周知する。	男女共同参画センター
3-1-3	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	女性の能力発揮促進のための支援	職業能力開発の学習機会の拡充	・関係団体における職業能力開発の学習機会の拡充	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	23	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	・引き続き啓発を図る。	福祉文化センター
3-1-1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	女性の能力発揮促進のための支援	職業能力開発の学習機会の拡充	・関係団体における職業能力開発の学習機会の拡充	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3-1-2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	女性の能力発揮促進のための支援	情報提供と相談体制の整備	・雇用総合相談窓口の情報提供の充実	・相談時の情報提供のため、情報収集に努めた。	—	・相談時の情報提供のため、情報収集に努める。	・引き続き情報提供に努める。	雇用創出課
3-1-2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	女性の能力発揮促進のための支援	情報提供と相談体制の整備	・雇用総合相談窓口の情報提供の充実	・雇用総合相談窓口についてのパンフレット等を男女共同参画センターの窓口や本庁1階の刊行物コーナーに設置し情報提供を行った。	—	・雇用総合相談窓口についてのパンフレット等を男女共同参画センターの窓口や本庁1階の刊行物コーナーに設置し情報提供を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3-1-2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	女性の能力発揮促進のための支援	情報提供と相談体制の整備	・男女共同参画情報紙「フアララ」及び「フアララお知らせ版」を関係機関・団体等へ送付し、情報提供した。 ：年2回発行、各3,600部 「フアララお知らせ版」 ：年1回発行、300部	・男女共同参画情報紙「フアララ」及び「フアララお知らせ版」を関係機関・団体等へ送付し、情報提供した。 ：年2回発行、各3,600部 「フアララお知らせ版」 ：年1回発行、300部	360	・男女共同参画情報紙「フアララ」を関係機関・団体等へ送付し、情報提供する。 ・創業相談において、より充実した情報提供が行えるよう、情報の収集に努める。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3-1-2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	女性の能力発揮促進のための支援	情報提供と相談体制の整備	・起業に関する情報提供の実施	・創業相談において、より充実した情報提供が行えるよう、情報の収集に努めた。	—	・創業相談において、より充実した情報提供が行えるよう、情報の収集に努める。	・引き続き情報提供に努める。	雇用創出課
3-2-1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発	・国・県と連携したワーク・ライフ・バランスの啓発	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3-2-1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発	・国・県と連携したワーク・ライフ・バランスの啓発	・男女共同参画情報紙「フアララ」及び「フアララお知らせ版」を関係機関・団体等へ送付し、情報提供した。 「フアララお知らせ版」 ：年2回発行、各3,600部 「フアララお知らせ版」 ：年1回発行、300部 ・県「やまがたイクボス同盟」へ加盟し、事業への協力を行った。	360	・男女共同参画情報紙「フアララ」を関係機関・団体等へ送付し、情報提供する。 ・県「やまがたイクボス同盟」事業へ協力する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3-2-1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発	・国・県と連携した看聴休暇制度の啓発の普及促進	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	令和2年度 実施事務事業	令和2年度 執行額 (千円)	令和3年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
3-2-1-3	多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	育児・介護休業制度の普及促進 休業制度利用の促進	・国・県と連携した育児・介護休業制度の啓発 ・休業制度利用実態調査(事業所の意識及び実態調査)の実施	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。 ・実施なし(5年毎の調査)	—	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。 ・調査結果を参考に、プランを策定する。	雇用創出課	
3-2-1-4	多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	休業制度利用の促進 実態調査及び男性に対する就業環境の促進	・市報、ホームページ、情報紙「フアアラ」等を通して情報提供を行った。 ・企業、事業所向け出前講座を実施した。	・実施なし(5年毎の調査)	—	・調査結果を参考に、プランを策定する。	男女共同参画センター	
3-2-2-1	多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に関する意識啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスを可能にする就業環境の整備	・企業、関係団体に対するイクボス制度の周知・啓発	・市報、ホームページ、情報紙「フアアラ」等を通して情報提供を行った。 ・企業、事業所向け出前講座を実施した。	376	・男女共同参画情報紙「フアアラ」を関係機関・団体等に送付し、情報提供を行う。 ・企業、事業所向け出前講座を実施する。	男女共同参画センター	
3-2-2-1	多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に関する意識啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスを可能にする就業環境の整備	・国・県と連携した労働時間短縮・有給休暇取得に向けての啓発	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	雇用創出課	
3-2-2-1	多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に関する意識啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスを可能にする就業環境の整備	・国・県と連携した労働時間短縮・有給休暇取得に向けての啓発	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	男女共同参画センター	
3-2-2-2	多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に関する意識啓発の推進	利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの整備	・利用者への多様なニーズに対応した保育サービスの整備 ・一時預かり ・延長保育 ・病児・病後児保育 ・ファミリーサポートセンター・サポーター	・一時預かり 30施設 取手利用登録7,863人 ・延長保育 68施設 取手利用登録107,084人 ・病児・病後児保育 7施設 取手利用登録428人 ・ファミリーサポートセンター 活動件数651回	192,876	・継続して実施する。	こども未来課 保育育成課	
3-2-2-2	多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に関する意識啓発の推進	利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの整備	・利用者への多様なニーズに対応した保育サービスの整備 ・放課後児童クラブ	①放課後児童健全育成事業業務委託(74クラブ) ②放課後児童クラブ(88支援の単位) ③放課後児童クラブ環境整備事業(7クラブ)	①706,413 ②158,547	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の運用に適合するよう放課後児童クラブの環境整備を推進する。 ・放課後児童クラブの適正な運営を継続して支援する。	保育育成課	
3-2-2-2	多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に関する意識啓発の推進	利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの整備	・事業所内託児所設置促進のための働きかけ	・事業所内託児所設置の相談 ・子育て支援事業費補助金による運営に対する支援	—	継続して実施する。	こども未来課	
3-2-3	多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に関する意識啓発の推進	家事・育児・介護への男女共同参画の促進	・ママ、パパ教室の実施 ・忌明け保健支援教育の実施	・ママ、パパ教室は10回実施し、参加者は328人(うち次の参加は155人) ・忌明け保健支援教育は13組27名	—	・ママ、パパ教室の実施 ・継続して実施する。	母子保健課	
3-2-3	多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に関する意識啓発の推進	家事・育児・介護への男女共同参画の促進	・男女共同参画センターにちなんだ日や週間の設定による広報・啓発の促進 ・男性を対象とした家事・育児・介護等に関する講座の実施	・男女共同参画センターにおいて、イクメン・カンメン・イクジイ講座(2回)を実施した。 (受講者：親子13組27名)	20	・イクメン・カンメン・イクジイ講座(3回)を実施する。また今年度は、企画調整課・事業「新婚生活の環境整備事業」との共催で行う。	男女共同参画センター	
3-2-3	多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に関する意識啓発の推進	家事・育児・介護への男女共同参画の促進	・公民館が実施する社会教育事業において、子ども育成事業を実施した。 27事業 52講座 841人	・公民館が実施する社会教育事業において、子ども育成事業を実施した。 27事業 52講座 841人	702	・子どもたちに体験的な学びを提供できるような子どもを支援し、育成する講座を実施する。	社会教育青少年課	

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	令和2年度 実施事務事業	令和2年度 執行額 (千円)	令和3年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
3-2-3	Ⅲ 多様な生き方を 選択できる環境の 実現	仕事と生活の 調和(ワーク・ ライフ・バランス)を 促進します	多様な働き方 を推進する 環境の整備促進	介護・育児・ 児童・若者の 参画の促進	・催事や研修会等における託児の充実					全庁
3-2-3-1	Ⅲ 多様な生き方を 選択できる環境の 実現	仕事と生活の 調和(ワーク・ ライフ・バランス)を 促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・外国人労働者など 様々な困難を抱える女性等 が自分らしく暮らせる環境 の整備促進	ひとり親家庭 への自立支援	・母子父子自立支援員の配置 ・母子生活支援施設の相談及び周知 ・母子生活支援施設との連携 ・母子生活支援施設を行った。 また、ひとり親 家庭への就業や学習支援を行った。 延相談件数 3,151件	31,688	継続して実施する	継続して実施する。	家庭支援課	
3-2-3-1	Ⅲ 多様な生き方を 選択できる環境の 実現	仕事と生活の 調和(ワーク・ ライフ・バランス)を 促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・外国人労働者など 様々な困難を抱える女性等 が自分らしく暮らせる環境 の整備促進	ひとり親家庭 への自立支援	①児童扶養手当の支給 受給者 1,512人 (R3.3末) ②健やか教育手当の支給 受給者 795人 (R3.3末)	①781,089 ②34,140	①両親または父兄の一方がい ない状態にある児童の生活の安定と健やかな成長 を図るため ②児童扶養手当の支給を継続す る。 児童の教育・福祉の増進のため、 健やか教育手当の支給を継続する。	・現行制度を継続して実施する。 ・児童扶養手当の制度改正があ れば、適切に対応する。	家庭支援課	
3-2-3-1	Ⅲ 多様な生き方を 選択できる環境の 実現	仕事と生活の 調和(ワーク・ ライフ・バランス)を 促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・外国人労働者など 様々な困難を抱える女性等 が自分らしく暮らせる環境 の整備促進	ひとり親家庭 への自立支援	・親子すこやか医療費の給付	124,723	・ひとり親家庭等の医療費を無 料化し、保健の向上と生活の安定を図る。 (対象要件有り)	・継続して実施する。	家庭支援課	
3-2-3-2	Ⅲ 多様な生き方を 選択できる環境の 実現	仕事と生活の 調和(ワーク・ ライフ・バランス)を 促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・外国人労働者など 様々な困難を抱える女性等 が自分らしく暮らせる環境 の整備促進	高齢者及び障がい者 の社会参画活動の促進と自立 支援	・社会参加促進事業の実施 ①障がい者入居型 水戸大倉・教室開室事業、 ②福祉タクシー・給 付取得・改運補助事業、 ③福祉タクシー・給 付券利用助成)【継続実施】	①34 ②919 ③36,461	・社会参加促進事業の実施	・社会参加促進事業の実施(障がい 者入居型水戸大倉・教室開 室事業、自給型福祉タクシー・ 給付券利用助成) 【継続実施】	障がい福祉課	
3-2-3-2	Ⅲ 多様な生き方を 選択できる環境の 実現	仕事と生活の 調和(ワーク・ ライフ・バランス)を 促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・外国人労働者など 様々な困難を抱える女性等 が自分らしく暮らせる環境 の整備促進	高齢者及び障がい者 の社会参画活動の促進と自立 支援	・老人クラブ連合会に対する補助	230	・老人クラブ連合会に対する活動 支援	・継続して実施する	長寿支援課	
3-2-3-2	Ⅲ 多様な生き方を 選択できる環境の 実現	仕事と生活の 調和(ワーク・ ライフ・バランス)を 促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・外国人労働者など 様々な困難を抱える女性等 が自分らしく暮らせる環境 の整備促進	高齢者及び障がい者 の社会参画活動の促進と自立 支援	・高齢者の生きがいづくりや、 社会参加促進会において、 高齢者の社会参画の促進を 目指し、生きがいや健康づく りに関する高年齢者教室等 を実施した。 (山形市老人ク ラブ連合会補助室)	72	・高齢者の生きがいづくり、 社会参加の場をつくるための 高年齢者講座を実施する。	・継続して実施する。	社会教育青少年課	
3-2-3-3	Ⅲ 多様な生き方を 選択できる環境の 実現	仕事と生活の 調和(ワーク・ ライフ・バランス)を 促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・外国人労働者など 様々な困難を抱える女性等 が自分らしく暮らせる環境 の整備促進	外国人市民 に対する支援と多文化共生 意識の高揚	・在住外国人に対して、市役 所での手続きや日常生活での 悩み、日本語教室等の情報 提供を行う「一般相談」と家 族の呼び寄せや婚姻相談」に 対応する相談員を配置し、 外国人相談窓口の実施及び 情報提供を行った。 センター開設日9:30~17:00 ・センター窓口 ・専門相談室 第1, 2, 3水曜日11:00~15:00 センターオープン市民活動室 ※令和2年度 専門相談受付 件数:11件 合計25件 一般相談受付件数:14件 合計36件	331	・外国人相談窓口を引き継 ぎ実施し、外国人市民が 暮らしやすい環境を支 援を行う。	・外国人相談窓口を引き継 ぎ実施し、外国人市民が 暮らしやすい環境を支 援を行う。	国際交流センター	
3-2-3-3	Ⅲ 多様な生き方を 選択できる環境の 実現	仕事と生活の 調和(ワーク・ ライフ・バランス)を 促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・外国人労働者など 様々な困難を抱える女性等 が自分らしく暮らせる環境 の整備促進	外国人市民 に対する支援と多文化共生 意識の高揚	・市民活動支援センターが、 指定管理業務(H20年度)を通じて 継続実施した。 センター登録336団体	0	・市民活動支援センターが、 指定管理業務(H30~H33) を通じて実施する。	・利用者からのアンケート 等による利用ニーズの 分析を行い、利用ニーズ に対応できるセンター の運営に取り組みていく。	企画調整課	

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	令和2年度 実施事務事業	令和2年度 執行額 (千円)	令和3年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
3-2-3-4	多様な生 き方を選択で きる環境の実 現	仕事と生活の 調和(ワーク・ ライフ)を 促進します	高齢者・障が い者・ひとり 親・外国人・ 様々な困難を 抱える女性等 が自分らしく 暮らせる環境 の整備促進	性同一性障が いのある人な どへの支援	・性的マイノリティに関する理解促進と情報提 供 ・性的マイノリティに関する理解促進と情報提 供 ・市民向け研修会(1回)及び「山形市職 員・学校教職員のためのLGBT対応サポートハ ンドブック」を活用するための市教職員を対 象とした研修会(1回)を開催した。 ・申請書等における性別記載欄の見直しを实 施した。	・性的マイノリティに関する参考図書の出 し納め ・市民向け研修会(1回)及び「山形市職 員・学校教職員のためのLGBT対応サポートハ ンドブック」を活用するための市教職員を対 象とした研修会(1回)を開催した。 ・申請書等における性別記載欄の見直しを实 施した。	67	・性的マイノリティに関する参考図書の貸出 など情報提供を行う。 ・性の多様性に関する業務相談向け、及び市 民向け研修会を実施する。 ・申請書における性別記載欄の見直しについ て、対応状況調査を実施する。	男女共同参画セ ン ター	
3-2-3-4	多様な生 き方を選択で きる環境の実 現	仕事と生活の 調和(ワーク・ ライフ)を 促進します	高齢者・障が い者・ひとり 親・外国人・ 様々な困難を 抱える女性等 が自分らしく 暮らせる環境 の整備促進	性同一性障が いのある人な どへの支援	・個別の状況に応じた適切な支援を実施でき るよう努めている。 ・LGBTサポートハンドブックの活用を促 進している。			・個別の状況に応じた適切な支援の実施に努 める。 ・LGBTサポートハンドブックの活用を促 進する。	学芸教育課	
3-2-3-4	多様な生 き方を選択で きる環境の実 現	仕事と生活の 調和(ワーク・ ライフ)を 促進します	高齢者・障が い者・ひとり 親・外国人・ 様々な困難を 抱える女性等 が自分らしく 暮らせる環境 の整備促進	性同一性障が いのある人な どへの支援	・国民健康保険被保険者証における性別の表記 方法の変更 ・国民健康保険被保険者証の更新時にお いて、被保険者の表裏に通称名及び戸籍上 の性別と異なる性別を表記のうえ交付した。 ・国民健康保険被保険者証の更新時におい て、申請者から氏名表記及び性別表記につい ての相談があれば、被保険者証の表裏に通称 名及び戸籍上の性別と異なる性別を裏面に戸 籍上の氏名及び性別を表記のうえ交付する。 ・国民健康保険被保険者証の更新時にお いて、被保険者証の表裏に通称名及び戸籍上 の性別と異なる性別を裏面に戸籍上の氏名及 び性別を表記のうえ交付する。		・国民健康保険被保険者証交付申請時におい て、申請者から氏名表記及び性別表記につい ての相談があれば、被保険者証の表裏に通称 名及び戸籍上の性別と異なる性別を裏面に戸 籍上の氏名及び性別を表記のうえ交付する。 ・国民健康保険被保険者証の更新時におい て、被保険者証の表裏に通称名及び戸籍上 の性別と異なる性別を裏面に戸籍上の氏名及 び性別を表記のうえ交付する。	国民健康保険課		
3-3-1-1	多様な生 き方を選択で きる環境の実 現	男女の互いの 性への理解 と、生涯にわ たる健康づく りを推進しま す	リプロダク ティブ・ヘル ス/ライツに 関する意識 の浸透	リプロダク ティブ・ヘル ス/ライツの 普及・啓発	・男女共同参画センターにおいて、助産師によ る「女性の思春期から更年期までの相談」 を行った。 (相談件数：67件)	・男女共同参画センターにおいて、助産師に よる「女性の思春期から更年期までの相談」 を行った。 (相談件数：67件)	10	・助産師による「女性の思春期から更年期ま での相談」を行う。	男女共同参画セ ン ター	
3-3-1-1	多様な生 き方を選択で きる環境の実 現	男女の互いの 性への理解 と、生涯にわ たる健康づく りを推進しま す	リプロダク ティブ・ヘル ス/ライツに 関する意識 の浸透	リプロダク ティブ・ヘル ス/ライツの 普及・啓発	①窓口相談や電話相談対応 ②ママ友会等を通じて講話を実施。 年10回、参加人数328人 ③妊婦健康診査事業を実施。 延19,907件、健診料11,延779件 ④山形市特定不妊治療費助成事業を実施。 延247件 ⑤家庭訪問、電話、来所相談、関係機関との 連携による訪問相談事業の実施 ⑥母子保健相談支援事業 通年 ・ 子育て支援センター 799件 ・ 子育て支援家庭訪問 実945件 延1,215件 ⑥妊婦健康診査事業 実945件 延1,215件 受診者数：398人	④特定不妊治療 費助成事業 67,333 ⑥妊婦健康診査 事業 945 妊婦健康診査 受診者数：398人	10	・窓口相談や電話相談、家庭訪問等、各保健 事業の中で普及・啓発 ・山形市特定不妊治療費助成事業の実施 ・妊婦健康診査の実施	母子保健課	
3-3-1-2	多様な生 き方を選択で きる環境の実 現	男女の互いの 性への理解 と、生涯にわ たる健康づく りを推進しま す	リプロダク ティブ・ヘル ス/ライツに 関する意識 の浸透	母性保護に 関する指導の 充実	①母子保健課を拠点とした妊婦及び乳幼児健 康相談事業、母子の健康や育児についての情 報提供 ・ 母子保健相談支援事業 通年 ・ 子育てはもと相談年200回 ・ 利用者数 実42人 延47人 ②こどもには赤ちゃん事業、育児支援家庭訪 問事業 ・ こどもには赤ちゃん事業 799人 ・ 育児支援家庭訪問 実945件 延1,215件	・母子保健課を拠点とした妊婦及び乳幼児健 康相談事業、母子の健康や育児についての情 報提供 ・こどもには赤ちゃん事業、育児支援家庭訪 問事業		・母子保健課を拠点とした妊婦及び乳幼児健 康相談事業、母子の健康や育児についての情 報提供 ・こどもには赤ちゃん事業、育児支援家庭訪 問事業	母子保健課	

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	令和2年度 実施事務事業	令和2年度 執行額 (千円)	令和3年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
3-3-1-2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	リプロダクティブ・ヘルス/ウェルネスライフラインについての意識	母性保護に関する指導の実施	・助産の実施及び制度の周知	・該当者への適切な情報提供や関係機関等を通じての助産制度等の周知を図った。 ・具体的なケースへの対応 4件	1,053	継続して実施する	継続して実施する	家庭支援課
3-3-1-2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	リプロダクティブ・ヘルス/ウェルネスライフラインについての意識	母性保護に関する指導の実施	・国・県と連携した職場における母性健康管理の充実 ・母性保護休暇制度等の周知	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3-3-2-1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	生涯を通じた健康保持増進対策の推進	ライフステージに応じた心身の健康支援の充実	・地域及び保健センターを拠点としたライフステージに応じた事業等の実施 ・心の健康づくりに関する情報提供の充実 ・地域における「心」の健康教育・健康相談事業の実施 ・全庁的な自殺対策の推進を図るための関係等連絡会議の開催	・平成30年度に策定した本市の自殺対策計画に基づき、庁内連絡協議会(2回、関係10課)や自殺対策協議会(1回、有識者22名)を開催。このうち、有識者22名(3回、115名)、普及啓発事業(チラシ、啓発グッズ、中小企業向け相談周知システム、啓発カード)、メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」サイトを開設している(アクセス者:38,946件/年)	2,336	・本市の自殺対策計画に基づき、庁内連絡協議会を年2回、自殺対策協議会を年1回開催する。 ・自殺対策協議会を重点的に実施する。 ・健康づくりのための運動講座、受動喫煙防止及び園科保健に関する講話、食育事業、年代別茶室改善事業等の事業を保健所等を会場に実施する。 ・健康づくりボランティアとして、食生活改善推進員・運動普及推進員の養成及び各協議会活動の支援を行い、健康づくり活動を推進する。 ・スクスク(SUKSK)生活を提唱する。また、楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、専用のスマホアプリ等を活用した健康ポイント事業SUKSKを実施する。(対象事業は、SUKSKに資するものであれば、全庁及び関係団体等から募集)	健康増進課	
3-3-2-1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	生涯を通じた健康保持増進対策の推進	ライフステージに応じた心身の健康支援の充実	・働く女性の家における健康および育児に関する相談事業の実施 ・全庁的な自殺対策の推進を図るための関係等連絡会議の開催	・保健指導員による健康に関する相談日を月5回程度設け、健康相談を行おうとして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から中止とした。	—	・保健指導員による健康に関する相談日を月4回程度設けるほか、必要に応じて実施する予定である。	・引き続き、広報紙やまがや市ホームページ等にて、広く周知する。	福祉文化センター
3-3-2-1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	生涯を通じた健康保持増進対策の推進	ライフステージに応じた心身の健康支援の充実	・男女共同参画センターにおける健康相談事業の実施	・男女共同参画センターにおいて、助産師による「女性の思春期から更年期までの相談」を行った。 (相談件数:67件)	10	・助産師による「女性の思春期から更年期までの相談」を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3-3-2-1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	生涯を通じた健康保持増進対策の推進	ライフステージに応じた心身の健康支援の充実	・思春期、妊娠・出産期、更年期・高齢期における健康支援の実施 ・麻薬等についての知識の普及と相談事業の充実 ・職場や公共空間における禁煙の推進	・保健指導員によるエイズ・性感染症に関する情報提供 ・保健所におけるエイズ・性感染症に関する相談(母子保健課) ・女性健康支援センター事業として、思春期保健支援事業にも対応した。	—	(健康増進課) ・保健所におけるエイズ・性感染症に関する周知及び啓発(母子保健課) ・女性健康支援センター事業として、思春期保健支援事業にも対応していく。	全庁	
3-3-2-2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	生涯を通じた健康保持増進対策の推進	性に関する教育の充実	・各学校における「いのちの尊厳」の確実な実施の推進 ・教職員に対する研修会の開催 ・研究モデル校の拡充	「いのちの教育研修会」 コロナ感染状況により中止 「いのちの教育懇談会」 コロナ感染状況により中止	63	・いのちの教育推進懇談会で、継続し委員の助言等を参考にしながら、次年度の研修テーマの方向性を決めていく。	・いのちの教育推進懇談会で、継続し委員の助言等を参考にしながら、次年度の研修テーマの方向性を決めていく。	健康増進課 母子保健課 学校教育部

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	令和2年度 実施事務事業	令和2年度 執行額 (千円)	令和3年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
3 2 2	Ⅲ 多様な生活者を選取できた環境の実現	男女の互いの性への生涯にわたる健康保持推進対策の推進	生涯を通じた健康保持推進対策の推進	性に関する教育の充実	・学校における相談機能の充実	・人間尊重を基本とし、自他の生命を尊重する心や態度を育成している。 ・教職員やスクールカウンセラー等による組織的な相談体制の整備に努めている。	-	・人間尊重を基本とし、自他の生命を尊重する心や態度を育成することと柱とした「いのちの教育」の実施をする。 ・教職員やスクールカウンセラー等による組織的な相談体制を整備する。	・校長会、教頭会で働きかけ。 ・各校の生徒指導担当者に指導する。	学校教育課
4 1 1	Ⅳ 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた取り組みの推進	暴力の根絶に ついての啓発と再発防止に向けた取り組みの推進	人権尊重の意識の形成	・男女共同参画センターにおける人権尊重の意識を高めるための講座の開催	・男女共同参画センターにおいて、DV防止講座(3回)、市内小・中学校(滝山小学校、錦川小学校、第九中学校)において出前講座「いのちの学習」を実施した。 (DV防止講座受講者: 21名、出前講座受講者: 316名)	73	・DV防止講座(3回)、市内小・中学校(5校予定)において出前講座「いのちの学習」を実施する。 ・継続して実施する。	男女共同参画センター	
4 1 2	Ⅳ 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた取り組みの推進	暴力の根絶に ついての啓発と再発防止に向けた取り組みの推進	DVなどの暴力の防止に向けた啓発	・男女共同参画センターにおけるDV防止関連講座の開催 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせて市民参加型の展示等の実施	・男女共同参画センターにおいて、DV防止講座(3回)、市内小・中学校(滝山小学校、錦川小学校)において出前講座「いのちの学習」を実施した。 (DV防止講座受講者: 21名、出前講座受講者: 316名) ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせて、市内高松、大学、また学習施設等にDV防止啓発グッズと啓発リーフレットを配布し、啓発を図る。	340	・DV防止講座(3回)、市内小・中学校(5校予定)において出前講座「いのちの学習」を実施する。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせて、市内高松、大学、また学習施設等にDV防止啓発グッズと啓発リーフレットを配布し、啓発を図る。	男女共同参画センター	
4 1 3	Ⅳ 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた取り組みの推進	暴力の根絶に ついての啓発と再発防止に向けた取り組みの推進	児童虐待や子どもを対象とした犯罪の防止に向けた啓発	・予防対策としての相談の実施 ・早期発見に向けた乳幼児健康診査・訪問指導等の実施 ・具体的なケースに応じた訪問指導・関係機関との連携	① 予防対策(育児に関する講話や相談での虐待防止啓発)を実施した。 ・子ども虐待防止に関する相談(年20回、利用者数 4.2人、延4.7人) ・子育て支援センター等での健康教育相談(年12回、延12.4人) ② 早期発見(乳幼児健康診査等での虐待防止啓発)を実施した。 ・4か月児健康診査 通年 1,657人 ・9か月児健康診査 通年 1,657人 ・1歳6か月児健康診査 通年 699人、1,625人 ・3歳児健康診査 年65回、1,642人 ・幼児虐待相談 年22回、11.6人、延12.4人 ③ 早期対応(家庭訪問、電話・来所相談、関係機関との連携)による虐待防止啓発を実施した。 ・母子保健相談支援事業 通年 799件 ・育児支援家庭訪問 実945件、延1,215件 ・要保護児童対策地域協議会 代表者会議 年1回(徳田開催)、実務者会議 年12回(うち2回は吉田開催) ・地区民生委員児童委員児童協議会の定例会議等への参加 ・学校保健委員会への参加	① 母子保健対策事業費 186,464 ② 母子保健相談支援事業費 10,407 ③ 母子保健相談支援事業費 14,750	① 予防対策(育児に関する講話や相談での虐待防止啓発)を実施した。 ・子ども虐待防止に関する相談(年24回、利用者数 4.7人、延4.7人) ・子育て支援センターや地域に出向いての講話や家庭相談 ② 早期発見(乳幼児健康診査等での虐待防止啓発)を実施した。 ・4か月児健康診査 通年 70回 ・9か月児健康診査 年76回 ・1歳6か月児健康診査 年76回 ・3歳児健康診査 年25回 ・幼児虐待相談(家庭訪問、電話・来所相談、関係機関との連携)による虐待防止啓発 ・母子保健相談支援事業 通年 799件 ・育児支援家庭訪問 実945件、延1,215件 ・要保護児童対策地域協議会への参加・情報提供、ケースカンファレンス ・地区民生委員児童委員協議会の定例会議等への参加 ・学校保健委員会への参加	母子保健課	
4 1 3	Ⅳ 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた取り組みの推進	暴力の根絶に ついての啓発と再発防止に向けた取り組みの推進	児童虐待や子どもを対象とした犯罪の防止に向けた啓発	・児童虐待防止に向けた啓発 ・児童虐待防止に向けた啓発 ・山形市要保護児童対策地域協議会の運営	・児童福祉週間、児童虐待防止月間でパネル展を実施し、周知した。 ・児童虐待防止に向けた啓発(新報)745件 ・山形市要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携し対応した。代表者会議年1回、実務者会議11回、個別ケース検討会72回	173	継続して実施する	継続して実施する	家庭支援課
4 1 3	Ⅳ 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた取り組みの推進	暴力の根絶に ついての啓発と再発防止に向けた取り組みの推進	児童虐待や子どもを対象とした犯罪の防止に向けた啓発	・学校・関係機関との連携の継続	・学校や関係機関等と連携し、児童虐待の防止と早期発見に、全力で取り組む。 ・教員への啓発のため、生徒指導連絡会等で研修の機会をもつ。	-	・学校や関係機関等と連携し、児童虐待の防止と早期発見に、全力で取り組む。 ・教員への啓発のため、生徒指導連絡会等で研修の機会をもつ。	・学校や関係機関との連携を図る。	学校教育課
4 1 3	Ⅳ 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた取り組みの推進	暴力の根絶に ついての啓発と再発防止に向けた取り組みの推進	児童虐待や子どもを対象とした犯罪の防止に向けた啓発	・青少年指導センターによる街頭指導の実施 ・青少年指導センターにおける安全情報配信システムの運用	・青少年指導センター指導委員による街頭指導を実施した。指導員 1,961人 ・指導員 1,961人 ・「子ども安全情報配信システム」による緊急情報の配信を実施した。配信件数72件	2,878	引き続き、街頭指導と共に、少年相談(電話・メール・来所)を実施し、少年非行の防止活動を展開する。 ・引き続き、シブタメ登録者へ、児童生徒が不審者による声掛け等の被害に遭った事案や各種注意喚起情報を配信する。	社会教育青少年課	

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	令和2年度 実施事務事業	令和2年度 執行額 (千円)	令和3年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
4-1-14	人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	男女間の暴力 の根絶に向け た意識づくり を促進します	暴力の根絶に ついで啓発活 動の強化と再 発防止に向け た啓発活動の 実施	男女共同参画 の視点に立つ た表現の浸透 (再掲)	・市が制作に関わるTV・ラジオ等の番組に人権 尊重の視点を取り入れるような啓発 ・メディア・リテラシーの向上のための広報、 啓発	・パンフレット等を窓口や本庁1階の刊行物 コーナーに設置し、啓発を行う。 ・男女共同参画情報紙「フアラー」等におい て、人権尊重、男女共同参画への配慮を求め る記事を掲載した。	300	・パンフレット等を窓口や本庁1階の刊行物 コーナーに設置し、啓発を行う。 ・男女共同参画情報紙「フアラー」等におい て、人権尊重、男女共同参画への配慮を求め る記事を掲載する。	・継続して実施する。	男女共同参画セ ンター
4-1-21	人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	男女間の暴力 の根絶に向け た意識づくり を促進します	若年層に対し て啓発活動の 実施	性的商品化の 防止	・「いのちの学習」の時間を中心とした性犯 罪・売買春防止のための啓発	・計画訪問において「いのちの学習」計画の 提出	-	・計画訪問において「いのちの学習」計画の 提出	・自他のいのちの大切にし生きている力 を育成していくことができるよう確 認していく	学校教育課
4-1-21	人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	男女間の暴力 の根絶に向け た意識づくり を促進します	若年層に対し て啓発活動の 実施	性的商品化の 防止	・学校教育指導計画訪問及び要請訪問による支 援	・人権尊重を基本とし、自他の生命を尊重す る心や態度を養成することを柱にした「いの ちの教育」を実施している。	-	・人権尊重を基本とし、自他の生命を尊重す る心や態度を養成することを柱にした「いの ちの教育」を実施する。	・計画訪問等により指導する。	学校教育課
4-1-21	人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	男女間の暴力 の根絶に向け た意識づくり を促進します	若年層に対し て啓発活動の 実施	性的商品化の 防止	・有害な違法簡易広告物(ピンチチラシ等)の 除去及び有害図書類等自動販売機の除去促進	・有害な違法簡易広告物の監視を実施した。 ・有害図書類等の調査を8月の地区街頭指導に あわせて実施した。 コンビニ 7カ所 書店 5カ所 その他 10カ所	-	・引き続き、違法簡易広告物や有害図書類等 自動販売機の設置の監視に努める。	・継続して実施する。	社会教育青少年課
4-1-22	人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	男女間の暴力 の根絶に向け た意識づくり を促進します	若年層に対し て啓発活動の 実施	学校における DV及び子 童DV予防教 育の実施	・小・中学生向け出前講座の実施 ・高校生向けデートDV予防教育の実施	・男女共同参画センターにおいて、市内小中 学校(3校)において出前講座「いのちの学 習」を実施した。 (出前講座受講者：316名) ・デートDV防止啓発カード、パンフレット を市内高校に配布した。	285	・市内小・中学校(5校程度)において、出 前講座「いのちの学習」を実施する。 ・若年層向け子童DVカード、パンフレッ トを作成し、市内高校及び大学等へ配布す る。	・出前講座について、開校の選 定、講師の派遣等に関し、関係機関 と連携して実施していく。	男女共同参画セ ンター
4-2-11	人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	安心して相談 できる体制の 整備	DV相談体制 の充実	・女性相談員の配置	女性相談員(母子父子自立支援員と事務)を 1名増員し、多様化・複雑化する相談及びDV 相談に対応した。 延相談員 220名(うちDV相談100名)	3,140	継続して実施する	継続して実施する。	家庭支援課
4-2-11	人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	安心して相談 できる体制の 整備	DV相談体制 の充実	・外国人被害者に対しての通訳等の支援	・必要時、外国人被害者に対して通訳等の支 援を行うことができるよう体制を整えた。 ※令和2年度 受付件数：0件	-	・必要時、外国人被害者に対して通訳等の支 援を行う。	・支援を求める被害者が来たとき に、必要な支援を提供出来るような 体制を整える。	国際交流センター
4-2-11	人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	安心して相談 できる体制の 整備	DV相談体制 の充実	・DV相談窓口担当者への研修の充実	・DV相談のスキルを学ぶため臨床心理士を 招聘し、市窓口相談職員、関係機関の職員に 呼びかけて相談窓口研修会を実施した。 (参加人数：27名)	16	・DV相談のスキルを学ぶため臨床心理士等 を招聘し、相談窓口研修会を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画セ ンター
4-2-11	人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	安心して相談 できる体制の 整備	DV相談体制 の充実	・適切な情報提供と対応の実施 ・関係機関との連携強化	-	-	-	-	相談を受ける 関係各課
4-2-12	人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	安心して相談 できる体制の 整備	DV相談窓口 の周知	・様々な機会及び媒体を利用した周知広報	・相談窓口案内カードを作成し、市内スー パーや公共施設へ設置して啓発を図った。	149	・相談窓口案内カードを作成し、市内スー パーや公共施設へ設置して啓発を図る。	・継続して実施する。	男女共同参画セ ンター
4-2-21	人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	DV被害者支 援体制の充実	・住民基本台帳法事務等における支援	・住民票の閲覧及び発行禁止と、戸籍の附票 の発行禁止の入り 支援措置申請件数：101件	-	・住民票の閲覧及び発行禁止と、戸籍の附票 の発行禁止の入り	・継続して実施する	市民課

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の専務事業内容	令和2年度 実施専務事業	令和2年度 執行額 (千円)	令和3年度 取組み(予定)の専務事業	今後に向けての取組み	担当課
4-2-2-1	IV 人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	DV被害者支 援体制の充実	・障がい者虐待の被害者支援 ・外国人被害者に対する支援	・チャラを入れたを啓発グッズの配布 ・ラッピングバスによる虐待防止啓発 ・障がい者虐待防止に関する知識、また虐待事 業発生時の対応について理解を深めるため、 山形県が実施する「障がい者虐待防止・権利 擁護研修」に参加。 ・山形市障がい者虐待防止連絡協議会開催 (3.2.4開催)	ラッピングバス 委託料 2,904	・啓発事業及び協議会開催 ・外国人相談窓口の実施及び情報提供を行 う。 ・母子保健課等に関する通訳・翻訳への協力 を行う。	・啓発事業及び協議会開催を継続し て実施する。 ・必要な支援を提供出来るような体 制を整える。	障がい福祉課 国際交流センター
4-2-2-1	IV 人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	DV被害者支 援体制の充実	・地域包括支援センターなどによる高齢者虐待 の被害者支援	・地域包括支援センター設置法人に対する包 括的支援事業の実施の委託(14箇所)。	312,902	・地域包括支援センターなどによる高齢者虐 待の被害者及び養護者支援【継続実施】	・継続して実施する。	長寿支援課
4-2-2-1	IV 人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	DV被害者支 援体制の充実	・県配偶者暴力相談支援センターとの 連携調整 ・心のケア	・男女共同参画センターにおいて、女性カウ ンセラーによる一般相談(心のケア等)を実 施した。 (相談件数:458件)	1,872	・男女共同参画センターにおいて、女性カウ ンセラーによる一般相談(心のケア等)を実 施する。	・継続して実施する。	男女共同参画セ ンター
4-2-2-1	IV 人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	DV被害者支 援体制の充実	・県配偶者暴力相談支援センターとの 連携調整 ・心のケア					相談を受ける 関係各課
4-2-2-2	IV 人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	自立に向けた 住居・生活・ 経済面等の支 援	・国民年金の支援			・手続き先として日本年金機構を案内する	・継続して実施する	市民課
4-2-2-2	IV 人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	自立に向けた 住居・生活・ 経済面等の支 援	・国民健康保険等の支援			・国民健康保険等の加入の支援【継続実施】	・継続して実施する。	国民健康保険課
4-2-2-2	IV 人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	自立に向けた 住居・生活・ 経済面等の支 援	・生活困窮者への経済支援			・生活保護の実施	・生活保護の実施	生活福祉課
4-2-2-2	IV 人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	自立に向けた 住居・生活・ 経済面等の支 援	・保育施設などの利用に関する支援			・保育の必要性の聴取を行い、保育施設入所 調整に反映させる。	・継続して実施する。	保育育成課 家庭支援課
4-2-2-2	IV 人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	自立に向けた 住居・生活・ 経済面等の支 援	・児童手当の支給		3,384,310	・児童を養育するDV被害者の経済的支援の ため、児童手当の支給に係る相談、支援を繼 続して実施する。	・児童を養育するDV被害者の経済的支援の ため、児童手当の支給に係る相談、支援を繼 続して実施する。	家庭支援課

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の専務事業内容	令和2年度 実施専務事業	令和2年度 執行額 (千円)	令和3年度 取組み(予定)の専務事業	今後に向けての取組み	担当課
4-2-2	IV 人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	自立に向けた 住居・生活・ 経済面等の支 援	・医療証の交付などの支援 ・医療証の交付などの支援	①親子健やか医療証：児童を養育するDV被害者を含むより親と、対象要件に加える。 ②子ども医療証：DVにより被害等を受けている場合は、送付先の変更等の相談を受ける。 ・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	—	①親子健やか医療証の対象要件に児童を養育するDV被害者を含むより親と、対象要件に加える。医療証を交付することにより、生活の安定と自立の促進を図る。 ②子ども医療証の交付を待っている児童や交付申請を行っている児童がDVにより児童等を交わしている場合は、医療証の送付先変更等の相談を実施する。	家庭支援課	
4-2-2	IV 人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	自立に向けた 住居・生活・ 経済面等の支 援	・就労に関する相談等の支援	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	—	・国等の担当部署の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い啓発を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
4-2-2	IV 人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	自立に向けた 住居・生活・ 経済面等の支 援	・住宅確保の支援	・住宅確保の支援	0	・住宅確保の支援	・要保護世帯の募集枠を設け、優先入居ができるよう継続して実施していく。	管理住宅課
4-2-2	IV 人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	自立に向けた 住居・生活・ 経済面等の支 援	・児童・生徒の就学等に関する支援	・児童・生徒の就学支援と、それに関する相談を常時受け付けている。	—	・DV被害者特別による児童生徒の就学支援と、それに関する相談を常時受け付ける。	・教育相談体制の充実を図る。	学校教育課
4-2-3	IV 人権が尊 重され、男女 間の暴力のな い社会の実現	DV相談体制 の強化と被害 者支援の充実 を図ります	DV被害者へ の支援	支援団体との 協働	・被害者支援団体と連携した支援	・必要に応じて被害者支援団体等と連携を行った。	—	・必要に応じて被害者支援団体等と連携を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画セン ター

IV 審議会等(法令及び条例に基づく附属機関)の女性委員比率

2021年3月31日現在

No.	部名	課名	審議会等の名称	任期終了	委員総数	女性委員	参画率(%)	前回参画率(%)	備考
1	総務部	総務課	山形市名誉市民選考審査会	—	—	—	—	—	必要時委嘱
2		職員課	山形市特別職報酬等審議会	—	—	—	—	—	必要時委嘱
3		行政経営課	山形市行政不服審査会	R4.5.31	5	1	20.0	20.0	
4		防災対策課	山形市防災会議	R4.3.31	52	5	9.6	9.6	
5		防災対策課	山形市国民保護協議会	R4.3.31	55	4	7.3	7.3	
総務部計			3	112	10	8.9	8.9		
6	企画調整部	文化振興課	山形市文化財保護委員会	R4.5.31	7	3	42.9	42.9	旧:社会教育青少年課
7		文化振興課	山形市郷土館運営協議会	R3.3.31	6	3	50.0	50.0	旧:社会教育青少年課
8		男女共同参画センター	山形市男女共同参画審議会	R3.3.31	15	11	73.3	80.0	
9		男女共同参画センター	山形市男女共同参画センター運営委員会	R4.3.31	11	7	63.6	63.6	
10		スポーツ振興課	山形市スポーツ推進審議会	R4.5.31	10	4	40.0	40.0	旧:スポーツ保健課
企画調整部計			2	49	28	57.1	73.1		
11	市民生活部	市民課	山形市住居表示委員会	R3.7.23	10	4	40.0	50.0	
12		市民課	山形市交通安全対策会議	なし	20	3	15.0	20.0	
13		消費生活センター	山形市消費生活審議会	R3.3.31	9	5	55.6	50.0	
14		市民相談課	山形市個人情報保護制度運営審議会	R4.12.7	10	6	60.0	60.0	
15		市民相談課	山形市情報公開・個人情報保護審査会	R4.6.30	5	2	40.0	40.0	
16		国民健康保険課	山形市国民健康保険運営協議会	R4.8.9	14	5	35.7	35.7	
市民生活部計			6	68	25	36.8	39.1		
17	健康医療部	母子保健課	山形市予防接種健康被害調査委員会	R3.9.21	6	2	33.3	16.7	旧:健康増進課
18		健康増進課	山形市感染症診査協議会	R3.3.31	8	1	12.5	12.5	
健康医療部計			2	14	3	21.4	14.3		
19	環境部	環境課	山形市環境審議会	R3.12.20	19	8	42.1	42.1	
20		環境課	山形市空き缶等散乱防止審査会	—	—	—	—	—	必要時委嘱
21		ごみ減量推進課	山形市清掃問題審議会	R3.3.31	12	5	41.7	41.7	
環境部計			2	31	13	41.9	41.9		
22	福祉推進部	生活福祉課	山形市社会福祉審議会	R4.3.31	38	14	36.8	39.5	
23		生活福祉課	山形市民生委員推薦会	R4.9.30	14	5	35.7	35.7	推薦者
24		長寿支援課	山形市老人ホーム入所判定委員会	R3.3.31	5	1	20.0	20.0	
25		介護保険課	山形市介護認定審査会	R3.3.31	84	26	31.0	34.9	
26		障がい福祉課	山形市障害支援区分判定審査会	R3.3.31	16	5	31.3	31.3	
27		福祉文化センター	山形市働く女性の会運営委員会	R4.3.31	9	5	55.6	70.0	
福祉推進部計			6	166	56	33.7	37.3		
28	こども未来部	こども未来課	山形市子ども・子育て会議	R3.12.23	20	9	45.0	50.0	
こども未来部計			1	20	9	45.0	50.0		
29	農林部	森林整備課	山形市森林整備推進協議会	R3.7.10	15	6	40.0	40.0	
30		地方卸売市場管理事務所	山形市公設地方卸売市場取引委員会	R4.3.31	14	0	0.0	7.1	
農林部計			2	29	6	20.7	24.1		
31	まちづくり政策部	まちづくり政策課	山形市都市計画審議会	R3.6.30	18	7	38.9	33.3	
32		まちづくり政策課	山形市開発審査会	R3.4.30	7	3	42.9	42.9	
33		まちなみデザイン課	山形市景観審議会	R3.6.30	15	6	40.0	40.0	
34		建築指導課	山形市建築審査会	R3.9.17	7	2	28.6	28.6	
まちづくり政策部計			4	47	18	38.3	36.2		
35	都市整備部	河川整備課	山形市水防協議会	当該職	25	5	20.0	20.0	
36		道路維持課	山形市自転車等駐車対策協議会	R3.7.4	14	2	14.3	14.3	
都市整備部計			2	39	7	17.9	17.9		
37	教育委員会	学校教育課	山形市総合学習センター運営協議会	R3.5.23	10	3	30.0	30.0	
38		社会教育青少年課	山形市社会教育委員	R3.3.31	15	5	33.3	33.3	
39		社会教育青少年課	山形市青少年問題協議会	R4.5.31	27	4	14.8	15.4	
40		少年自然の家	山形市少年自然の家運営協議会	R3.5.3	10	2	20.0	20.0	
41		図書館	山形市立図書館協議会	R3.5.31	12	6	50.0	36.4	
教育委員会計			8	74	20	27.0	29.5		
合計			38	649	195	30.0	31.2		

は市長が委員等の審議会等

女性委員のいる審議会等の割合97.1%